

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成30年3月30日

静岡県監査委員 青 木 清 高

静岡県監査委員 城 塚 浩

静岡県監査委員 吉 川 雄 二

静岡県監査委員 佐 野 愛 子

平成 29 年度

包括外部監査結果報告書

静岡県包括外部監査人

目 次

| | |
|---|----|
| 第 1 監査の概要 | 1 |
| A 外部監査の種類 | 1 |
| B 選定した特定の事件 | 1 |
| C 特定の事件を選定した理由 | 1 |
| D 外部監査の方法 | 2 |
| 1 監査の対象 | |
| 2 監査の対象とする部局 | |
| 3 監査の要点 | |
| 4 監査手続の概要 | |
| 5 監査対象期間 | |
| E 監査の実施期間 | 3 |
| F 監査実施者 | 3 |
| 1 外部監査人 | |
| 2 補助者 | |
| 第 2 利害関係 | 4 |
| 第 3 監査の手続 | 4 |
| A 日程 | 4 |
| B 包括外部監査実施説明会 | 4 |
| C 事前アンケート | 5 |
| D 実地監査 | 5 |
| 1 確認事項 | |
| 2 日程 | |
| E 意見交換会 | 7 |
| F 監査結果の提示 | 7 |
| 第 4 監査の結果 | 8 |
| A 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」 全体について | 8 |
| B 県民防災啓発強化事業費 | 14 |
| C 緊急地震・津波対策等交付金 | 25 |
| D 防災ヘリコプター活動事業費 | 38 |
| E プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 | 41 |

| | | | |
|--------|------------------|---------|------------|
| F | 商工業総合振興対策費 | ・ ・ ・ ・ | 54 |
| G | 県単独道路整備事業費 | ・ ・ ・ ・ | 58 |
| H | 津波対策施設等整備事業費（海岸） | ・ ・ ・ ・ | 65 |
| I | 吊り天井落下防止対策事業費 | ・ ・ ・ ・ | 71 |
| 第5 結び | | | ・ ・ ・ ・ 77 |
| 監査結果一覧 | | | ・ ・ ・ ・ 78 |

第 1 監査の概要

A 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに静岡県包括外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

B 選定した特定の事件

防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について

C 特定の事件を選定した理由

学術的な研究により近い将来、東海地震が確実に発生することが指摘されてから 40 年余りが過ぎた。

静岡県では、東海地震対策として、これまでに 2 兆 2,789 億円（昭和 54 年度から平成 27 年度）を支出し、全国トップレベルの地震・津波対策を実施してきた。

その結果、学校・幼稚園施設の耐震化率は 99.3%に達し、全国 1 位の実績となっており、その他にも、震災総合訓練の県民参加率や木造住宅耐震補強への助成をした戸数なども全国 1 位の実績を達成している。

2011 年の東日本大震災の発生を機に、国では、従来の単独地震の発生を前提とした被害想定について、南海トラフを震源域とする巨大地震など広域発生を前提とした被害想定への見直しを行うとともに、地震・津波対策の大幅な拡充を図った。

各都道府県においても同様な見直しが行われる中、静岡県では、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」後期アクションプラン（平成 26 年 3 月策定）において、「大規模地震への万全の備え」を“ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点取組として位置付けるとともに、「第 4 次地震被害想定」を踏まえ策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」においては、「想定される犠牲者を平成 34 年度までの 10 年間で、8 割減少させることを目指す。」を減災目標として掲げ、各種の地震・津波対策の実施及び進捗状況の管理を行っている。

近年の東日本大震災や熊本地震等の巨大地震の発生により、地震・津波対策に対する県民の関心が高まる中、これらの防災・減災事業の財務事務等の執行について、関係法令及び条例等に従い適切に実施されているか、経済性、効率性及び有効性の観点から合理的に実施されているかを監査す

ることにより、今後の地震・津波対策の更なる推進に資するものとする。
以上の観点から、当該テーマを選定した。

D 外部監査の方法

1 監査の対象

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」（平成 29 年 2 月改訂版）のプログラムメニューと、それに関連する事業を監査の対象とした。

なお、プログラムメニューについては、「平成 23 年度から平成 28 年度の事業予算の規模、内容の金額的重要性」、「実質的な事業主体が国や市町ではなく、県であること」、「アクションプログラムの数値目標の達成状況」、「効果測定の難しさ」などを総合的に勘案して、次の事業を対象とした。

- ・ 県民防災啓発強化事業費
- ・ 緊急地震・津波対策等交付金
- ・ 防災ヘリコプター活動事業費
- ・ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費
- ・ 商工業総合振興対策費
- ・ 県単独道路整備事業費
- ・ 津波対策施設等整備事業費
- ・ 吊り天井落下防止対策事業費

2 監査の対象とする部局

監査対象とした部局は、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」（平成 29 年 2 月改訂版）のプログラムメニューを所管する部局で、次のとおりである。

危機管理部、くらし・環境部、経済産業部、交通基盤部、教育委員会

3 監査の要点

- ・ 防災・減災等事業に関する財務事務等について、法律及び条例等に
従い適切に実施されているか。
- ・ 防災・減災等事業に関する財務事務等について、経済性、効率性及
び有効性の観点から、合理的に実施されているか。

4 監査手続の概要（詳細は4ページ「第3 監査の手続」）

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・危機管理部から「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」（平成29年2月改訂版）の概要をヒアリング
- ・「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」のプログラムメニューについて、各担当局課にアンケートを実施し、事業予算の規模や数値目標の達成状況の概要を把握。
- ・上記の結果等を踏まえ、担当所属のヒアリング、関係書類の閲覧。
- ・関係出先機関の調査（中部危機管理局、浜松土木事務所、島田土木事務所）
- ・監査結果の取りまとめにあたって、事実誤認の発生防止に配慮し、必要に応じて監査対象所属と意見交換会を実施。

5 監査対象期間

原則として平成28年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

E 監査の実施期間

平成29年6月1日から平成30年3月30日まで

F 監査実施者

1 外部監査人

公認会計士 村松淳旨

2 補助者

公認会計士 加山秀剛

公認会計士 松本次郎

公認会計士 原田俊輔

公認会計士 山本博生

公認会計士 佐藤 豪

公認会計士 鈴木教史

公認会計士 齋藤英貴

第2 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第3 監査の手続

A 日程

| 時期 | 内容 | 備考 |
|-----------------------|-----------------------------------|--|
| 平成29年6月 | ・ 監査テーマの決定 | |
| 平成29年7月 | ・ 監査実施計画策定 | |
| 平成29年8月 | ・ 包括外部監査実施説明会 ・ 事前アンケート | |
| 平成29年10月～ 平成29年11月 | ・ 実地監査の実施 | |
| 平成29年11月～ 平成30年2月 | ・ 追加調査 (実地調査の補完) ・ 報告書の内容調整 | 必要に応じて、監査対象部局からの申し出に基づき、監査対象所属との意見交換会を実施 |
| 平成30年3月 | ・ 監査結果の報告 | 知事、議会、監査委員宛て |

B 包括外部監査実施説明会

| | |
|-----|---|
| 日時 | 平成29年8月10日 |
| 説明者 | 外部監査人 村松淳旨 |
| 出席者 | ・ 経営管理部総務課 ・ 監査対象所属 ・ 監査対象部局（監査対象所属が属する部局）の監査とりまとめ担当課（経理監等） ・ 監査員事務局 |

| | |
|------|---|
| 説明事項 | 平成 29 年度包括外部監査実施計画の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事件（テーマ）の選定理由 ・ 監査の観点 ・ 監査対象所属及び監査対象 ・ 監査日程概要及び事前準備書類 ・ 事前アンケートの依頼 |
|------|---|

C 事前アンケート

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」（平成 29 年 2 月改訂版）の概要を把握し、実地監査の対象（プログラムメニュー、閲覧書類、調査年度等）を絞り込むため、プログラムメニューの担当局課の管理担当所属にアンケートを実施。

< 主な設問 >

| 区分 | 設問 |
|-----------|---|
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法令 ・ 事業の実施形態 ・ 予算決算の状況（平成 24 年度から平成 28 年度） ・ 決算の財源内訳（平成 28 年度） |
| 広報・啓発関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・啓発に関する活動の有無 ・ 効果検証の実施状況 |
| 市町、民間との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の有無 ・ 連携の内容 |
| 目標指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標指標の内容、選定理由 ・ 進捗状況 |
| 事業の効果検証 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果検証の実施状況 |
| 類似制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間での類似事業の有無 |
| 実績確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認状況 |

D 実地監査

各アクションプログラムのメニューを所管する所属等に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧による実地監査を実施。

1 確認事項

| 観点 | 内容 | 閲覧書類 |
|-------------------------|---------------------|------------------|
| 目標指標の設定および実績の算定の合理性・妥当性 | 事務手続きの確認・ 検証を行った | 事業に関連する説明資料・データ等 |
| 事業の実施及び進捗管理の適切性及び効率性 | | |
| 入札関係事務の適切性 | | 入札関係資料等 |

2 日程

| アクション関連事業の名称 | 担当部局 | 実施日 |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 商工業総合振興対策費 | 経済産業部 商工振興課 | 平成29年10月24日 |
| 県民防災啓発強化事業費 | 危機管理部 危機情報課 | 平成29年10月27日 |
| 緊急地震津波対策交付金 | 危機管理部 危機情報課 | 平成29年10月30日 平成29年10月31日 |
| | 危機管理部 危機政策課 | 平成29年10月30日 |
| | 健康福祉部 管理局政策監 | 平成29年10月30日 |
| | 危機管理部 消防保安課 | 平成29年11月2日 |
| | 中部危機管理局 | 平成29年11月28日 |
| 消防ヘリコプター活動事業費 | 危機管理部 消防保安課 | 平成29年11月2日 |

| | | |
|------------------------------|------------------|--|
| 県単独道路整備事業費 | 交通基盤部 道路局 | 平成 29 年 11 月 6 日 |
| | 島田土木事務所 | 平成 29 年 11 月 21 日 |
| プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 | くらし・環境部 建築住宅局 | 平成 29 年 11 月 7 日 平成 29 年 11 月 8 日 |
| 津波対策施設等整備事業費 | 交通基盤部 河川砂防局 | 平成 29 年 11 月 10 日 |
| | 浜松土木事務所 | 平成 29 年 11 月 17 日 平成 29 年 12 月 11 日 |
| 吊り天井落下防止対策事業費 | 教育委員会 | 平成 29 年 11 月 13 日 |
| 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 全体 | 危機管理部 危機政策課 | 平成 30 年 1 月 19 日 |

E 意見交換会

監査対象所属からの申し出に基づいて、以下のとおり外部監査人と監査対象所属との意見交換会を実施し、報告書の記載事項に事実誤認等がないよう、相互の認識の確認・調整を行った。

F 監査結果の提示

監査の結果は、次表に基づき、「指摘」又は「意見」に整理して提示する。

| 区分 | 内容 |
|----|--|
| 指摘 | 次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 |
| 意見 | 組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項 |

第4 監査の結果

A 「静岡県地震・津波対策アクション・プログラム 2013」全体について

1 「静岡県地震・津波対策アクション・プログラム 2013」の概要

静岡県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するために、平成25年（2013年）に「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定し、津波対策をはじめ、建物被害、火災、山・がけ崩れ等の広範な地震・津波対策に取り組んでいる。

(1) 策定の経緯

静岡県では、昭和51年の東海地震説の発表以来、地震対策事業を推進してきた。

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 平成13年（2001年）5月 | 「静岡県第3次地震被害想定」を公表 |
| 平成13年（2001年）9月 | 「地震・津波対策アクションプログラム 2001」を策定 |
| 平成18年（2006年）6月 | 「地震・津波対策アクションプログラム 2006」を策定 |
| 平成23年（2011年）3月 | 東日本大震災発生 |
| 平成23年（2011年）9月 | 「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」を策定 |
| 平成25年（2013年）6月 | 「静岡県第4次地震被害想定」（第一次報告）を策定 |
| | 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定 |
| 平成25年（2013年）11月 | 「静岡県第4次地震被害想定」（第二次報告）を策定 |
| | 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定（追加・確定） |
| 平成29年（2017年）2月 | 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」（改訂版）を策定 |
| 平成29年（2017年）8月 | 「地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議を設置 |
| 平成30年（2018年）2月 | 「地震・津波対策アクションプログラム 2013」（改訂版）を策定 |

(2) 基本方針

① 基本理念

第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせ、充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減することで、「減災」を目指す。

② 基本目標

- ア. 地震・津波から命を守る
- イ. 被災後の県民の生活を守る
- ウ. 迅速、かつ確実に復旧を成し遂げる

③ 減災目標

「想定される犠牲者を今後10年間で、8割減少させることを目指す」
（「静岡県第4次地震被害想定」では、南海トラフ巨大地震が発生した場合の死者数を105,000人と想定している）

(3) 平成29年2月の改訂

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」は、平成29年2月に策定から3年が経過したことから、状況変化や事業進捗を踏まえた見直しに加え、熊本地震の教訓や法改正等を踏まえた新規アクションの追加などの見直しを行っている。

見直し前のアクション数は162に対し、40のアクションについて見直しを行い、さらに14のアクションを新たに追加したことで、見直し後のアクション数は176になっている。

以下では、平成29年2月に改訂されたものを「本プログラム」とする。

（平成30年の改訂では、さらに6のアクションを見直し、3のアクションを追加し、179のアクションになっている。）

(4) 本プログラムの体系

| | |
|-------------------------|------------------------|
| 地震・津波から命を守る (138) ※1 | 建築物等の耐震化 (22) |
| | 命を守るための施設等の整備 (51) ※2 |
| | 救出・救助等災害応急活動体制の強化 (22) |
| | 医療救護体制の強化 (3) |
| | 災害時の災害情報伝達体制の強化 (4) |

| | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| | 複合災害・連続災害対策の強化 (12) |
| | 地域の防災力の強化 (24) |
| 被災後の県民生活を守る (28) | 避難生活の支援体制の充実 (21) |
| | 緊急物資等の確保 (7) |
| 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる (10) | 災害廃棄物などの処理体制の確保 (1) |
| | 被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実に復旧・復興を進める (9) |

() 内は、アクション数

※1：平成30年2月の改訂で141になっている。

※2：平成30年2月の改訂で54になっている。

(5) 計画期間

平成25年度から平成34年度までの10年間とする。

2 監査の内容

(1) 個々のアクションについて

本プログラムの176のアクションのうち、実施主体が国や市町のものや既定経費のため個別の回答が困難なものを除く125のアクションについて、担当課に対する事前アンケートを行った。

事前アンケートでは、①事業・アクションの概要（予算決算の状況、予算の財源など）、②広報・啓発活動の状況、③市町・民間との連携の状況、④目標指標と実績の状況、⑤効果検証の状況などを確認した。

さらに、事前アンケートの内容を精査したうえで、「平成23年度から平成28年度の事業予算の規模、内容の金額的重要性」、「実質的な実施主体が国や市町ではなく、県であること」、「アクションプログラムの数値目標の達成状況」、「効果測定の難しさ」などを総合的に勘案して抽出された事業・アクション（後述のB～I）について、ヒアリングや関係資料の検証を行った。

(2) 全体の取りまとめについて

危機管理部 危機政策課に対してヒアリングを行い、本プログラムの全体を取りまとめる際の方針や平成29年8月に設置された「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議などについて確認した。

① 目標指標の設定について

各担当課では、地震・津波対策を進めるにあたり、それぞれの作業に関する専門的・技術的な指標が用いられているが、本プログラムを取りまとめる際の目標指標としては、県民が理解しやすいように、わかりやすい目標指標を設定している。

② 数値目標の設定について

各アクションの数値目標は、減災への取組を少しでも前に進めるという意味で100%に設定されているものが多いが、予算が明確なものなどについては、現実的な必達目標を設定している。

③ 実績の集計について

各アクションの実績は、担当課によって集計されている。本プログラムに取りまとめる際に、危機政策課では、進捗が遅れているアクションの状況や、実績が100%になっているアクションが完了しているのかどうかについて確認しているが、個々のアクションの実績数値の検証までは行っていない。

④ 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議について

本プログラムの策定から4年が経過し、一部のアクションで進捗の遅れがみられるので、平成29年8月に推進会議を設置して、今後、以下の取り組みを行う予定である。

ア. 適切な進捗管理

イ. 全庁的な連携による効率的な施策展開

ウ. 取組みの見える化による県民理解の促進

このうち、進捗管理については、遅れているアクションに対して、段階的、補助的な「ステップ目標」を設定することが検討されている。

また、推進会議では海岸堤防の整備などについて、アクションの追加や見直しも行っていく。

3 監査の結果

本プログラム全体に関わる事項は以下のとおりである。

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 目標指標の設定について

本プログラムにおいては、同じようなアクションにもかかわらず、担当課によって目標指標の設定が異なるケースがある。

具体的な例をあげると、緊急物資の備蓄に対する市町への交付金（アクション No. 149）では、緊急物資（食料）の備蓄量を目標指標にしているのに対して、社会福祉施設等が福祉避難所に指定されるための整備費用に対する市町への交付金（アクション No. 174）では、福祉避難所への想定避難者数がすべて受入れ可能な市町数を目標指標にしている。前者は、確保すべき備蓄量と実際に確保できている備蓄量が目標と実績としてあらわされることになり、後者は全ての市町で福祉避難所への想定避難者数がすべて受入れ可能であることを目標としつつ、それが達成できている市町がどれだけあるのかを実績にあらわすことになる。（C. 地震津波対策交付金の、1（4）参照）。

本プログラムを県だけでなく、県民、事業所、市町等を含めた静岡県全体の取組状況をまとめるものと捉えるならば、静岡県全体でのカバー率を示すという点で、前者の目標指標の方がわかりやすいと言える。

一方、本プログラムには、県民や市町が実施主体となるアクションも含まれるが、基本的には県の取組状況を示すことが主な目的であると捉えるならば、県は、交付金によって市町を支援する立場にある以上、支援が必要な市町がどれだけ残っているのか、という視点でとらえる後者の考え方も一定の合理性がある。

上記の例は、市町への交付金という点では同じようなアクションであっても、担当課によって本プログラムの位置づけや趣旨に対する理解が異なっていて、目標指標の設定に違いが生じているものとする。今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討を行うにあたり、あわせて検討していくことが必要だと考える。

② 実績の集計について

本プログラムでは、アクション別に、上記①②の目標指標と数値目標に並んで平成 27 年度末の実績も示されている。

この実績の集計について、一部推計値を実績として開示しているアクションもあった（E. プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費の、アクション No. 13 参照）。

本プログラムを取りまとめる際に、危機政策課が各担当課に対して実

績の計算に推計値が含まれているかどうかを確認し、含まれているという回答があったアクションについては、推計値の客観性や合理性の検証をすることが必要である。

また、実績の集計については、厳密に基礎データの集計をやれば、それ自体が膨大な作業となってしまうため、簡便的な方法を採用しているケースもあった。具体的には、アクション No. 68（緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進）とアクション No. 69（緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進）において、いずれも実績率を算定する際の分母となる耐震化対策が必要とされる建築物の棟数について 10 年以上も前のデータが継続して使用されている。本プログラムでは、そのことについては特に説明もされていないので、公表されている実績データについて誤解を与える恐れがある。（E. プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費の、アクション No. 68・69 参照）。

今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討とあわせて、必要に応じて実績集計の方法についても見直すことが望ましい。

③ 市町レベルの情報の開示

後述する個別に担当課へのヒアリングを行ったアクションについて、市町別のデータを見る機会もあり、同じ静岡県でも、市町によって、地形や特性、年齢構成、財政力などの違いもあって、防災への考え方や取組状況は一様ではないという印象を強く受けた。

本プログラムは、県全体の取組状況がまとめられているが、個々の県民にとっては、県全体の状況よりも、自分たちが生活している市町の状況の方が、より身近な問題である。

各市町のホームページや広報でも、個別に地震・津波対策の情報を探すことはできるが、全 35 市町の状況を一覧にすることで他の市町との比較から、自分たちが生活している市町への理解がより深まるのではないかと考える。

今後、本プログラムの 176 のアクションの中で、特に重要性や緊急性が高いものについては、数値目標と実績に関する基礎データを市町別一覧にして開示することを検討すべきである。

B 県民防災啓発強化事業費

1 事業の概要

(1) 事業の概要

県民防災啓発強化事業は、県民・自主防災組織・学校・事業所等の防災力の向上と防災意識の高揚を図るため、出前講座等による講話や研修会の開催、パンフレット等による広報・啓発をはじめ、地域防災活動推進委員会による活動、地震防災強化月間等における啓発活動などの事業を行っている。

主な事業は、次のとおりである。

- ① 「自主防災新聞」の発行（年3回）
- ② 地域防災活動推進委員会（定例会：年4回）
- ③ 自主防災組織実態調査（4年に1回）
- ④ 地震防災強化月間（11月：自主防災活動推進大会）
- ⑤ 地震体験車の貸し出し（4台）
- ⑥ 事業所等の自主防災対策の推進（出前講座、事例収集、表彰）
- ⑦ 防災ボランティア受入体制整備
- ⑧ 地震防災センターによる防災啓発

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成24年度 | 52,067 | 52,049 | △18 | 99.9% |
| 平成25年度 | 63,528 | 62,951 | △577 | 99.0% |
| 平成26年度 | 55,856 | 53,655 | △2,201 | 96.0% |
| 平成27年度 | 47,975 | 47,335 | △640 | 98.6% |
| 平成28年度 | 54,349 | 52,891 | △1,458 | 97.3% |

事業費の4分の3は、地域防災センターの運営経費で、インストラクター(6人)やアドバイザー(3人)の人件費が主な内容になっている。そのほか、新聞発行や自主防災活動推進大会なども行っているが、それほど大きな金額ではなく、業者選定は、一般競争入札で行っている。

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|---------------------------|----------------|
| 2 | 家庭内の地震対策の促進 | 危機管理部 危機情報課 |
| 111 | 地震防災に関する基礎的情報の整備発信 | |
| 112 | 静岡県地震防災センターを活用した県民等への情報発信 | |
| 129 | 事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 | |
| 146 | 県民の緊急物資備蓄の促進（食料） | |
| 147 | 県民の緊急物資備蓄の促進（水） | |
| 148 | 事業所の緊急物資備蓄の促進 | |

(4) アクションの概要

① アクション No. 2 について

| | |
|--------|-------------|
| アクション名 | 家庭内の地震対策の促進 |
|--------|-------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、家庭内の地震対策として、具体的には、家具類の固定化の促進を図っている。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|------------------------|------|-------------|
| 家具類を固定（大部分固定）している県民の割合 | 100% | 17.6% ※ |

※：直近の県民意識調査結果（平成 27 年度）による数値

② アクション No. 111 について

| | |
|--------|--------------------|
| アクション名 | 地震防災に関する基礎的情報の整備発信 |
|--------|--------------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、静岡県地震防災センターのホームページを活用して、地震防災に関する基礎的情報の整備発信を進めている。

ホームページに掲載されている防災関係資料を見て、自宅にしながら防災意識を高め自助行動につなげてもらうことや、研修や講座の案内を見て、実際に研修や講座に参加してもらうことで、地域の

防災力を高めることを目指している。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年 度末実績 |
|--------------------------------|--------------|--------------------|
| 静岡県地震防災センター ホーム ページの年間アクセス数 | 400 万件 以上 | 100% (約 499 万件) |

③ アクション No. 112 について

| | |
|--------|-------------------------------|
| アクション名 | 静岡県地震防災センターを活用した県民等への情報 発信 |
|--------|-------------------------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、静岡県地震防災センターを活用して、地震防災に関する情報の発信を進めている。

地震防災センターは、地震防災に関する知識と対策についての県民への啓発、自主防災活動の活性化の支援、県・市町・防災関係機関等の職員に対する研修、地震対策資料の収集と県民への情報発信を目的にして、平成元年 4 月に静岡市に設置された。

主な事業としては、体験学習、企画公開講座・研修、企画展、インターネットによる情報発信、地震防災ライブラリー（図書約 1 万冊）などがある。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年 度末実績 |
|------------------------|------------------|-----------------|
| 静岡県地震防災センターの延べ来館 者数 | 50,000 人 以上/年 | 87.8% |

④ アクション No. 129 について

| | |
|--------|--------------------------|
| アクション名 | 事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進 |
|--------|--------------------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、事業所の防災対策として、「地震防災応急計画」の策定を進めている。

「地震防災応急計画」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 7 条により、強化地域内（静岡県全域が含まれて

いる)において、病院・劇場・百貨店など不特定多数の者が出入りする施設、石油・火薬等の危険物を扱う施設、鉄道等の一般旅客運送事業などを管理・運営する者に対して、強化地域の指定を受けてから6か月以内に施設又は事業ごとに作成し、作成後、遅滞なく都道府県知事に届け出ることが求められている。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成28年度末実績 |
|--------------|------|-----------|
| 地震防災応急計画の策定率 | 100% | 82.1% ※ |

※：直近の調査結果（平成27年度）による数値

⑤ アクション No. 146・147 について

| | |
|--------|----------------------------|
| アクション名 | No. 146 : 県民の緊急物資備蓄の促進（食料） |
| | No. 147 : 県民の緊急物資備蓄の促進（水） |

ア. アクションの概要

本アクションでは、県民の緊急物資備蓄の促進として、7日分以上の食料と水の備蓄を進めている。

目標の達成状況については、アクション No. 2の家具の固定化と同様、2年に1回行われる県民意識調査の結果で確認している。直近の平成27年度の調査では、食料が6.3%、水が9.6%という水準にとどまっている。これは、家庭内での推奨備蓄量が3日分と言われてきたものが、平成25年3月に公表された「南海トラフ巨大地震対策（最終報告）」で7日分が変わったことの周知が徹底できていないことや、7日分が変わったことを理解はしていても、7日分の食料や水を備蓄するスペースを確保することなどが難しい、という理由からであると考えられる。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成28年度末実績 |
|----------------------|------|-----------|
| 7日以上の食料を備蓄している県民の割合 | 100% | 6.3% ※ |
| 7日以上の飲料水を備蓄している県民の割合 | 100% | 9.6% ※ |

※：直近のアンケート調査結果（平成27年度）による数値

⑥ アクション No. 148 について

| | |
|--------|---------------|
| アクション名 | 事業所の緊急物資備蓄の促進 |
|--------|---------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、事業所の防災対策として、飲料水・食料の備蓄を進めている。

アクション No. 146・147 では、自宅における食料・水の備蓄を7日分としていたが、本アクションでは、1日分以上の備蓄があれば実績にカウントされる。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成28年度末実績 |
|---------------------|------|-----------|
| 飲料水・食料を備蓄している事業所の割合 | 100% | 49.7% ※ |

※：直近のアンケート調査結果（平成26年度）による数値

2 監査の内容

(1) 事業全体について

① 効果の測定について

啓発事業の効果測定のためにアンケートによる実態調査を行っている。調査は、無作為に対象者（個人は2,000人、企業は2,000社）を選出して、郵送でアンケートを送り、回答があったものを母集団にして家具の設置や備蓄品の確保などの実施率を算出している。

回答をする人・企業は、回答をしない人・企業よりも防災意識が高いと考えられることから、回答があったものから集計される実施率は、回答がなかったものも含めた全体の実態よりも高めに算出されている可能性が高い。

② 目標の進捗を促す方法について

本事業では、出前講座等による講話や研修会、地域防災活動、自主防災新聞やパンフレット、地震防災センター、ホームページなどいろいろな機会や媒体を通じて防災に関する情報発信が行われているが、どうしても情報発信は一方通行になりやすく、受け手の防災意識のレベル感も、個人によって大きく異なる。本事業で目標指標の実績率を上げていくには、防災意識の低い人への啓発が重要となるが、関心のない人を振り向

かせるような情報発信はなかなか難しく、基本的には、同じことを地道に繰り返し、繰り返し伝えていくしかない。

また、長期的に県民の防災意識を高めるには、子供たちへの防災教育が重要であるし、子供を通じて親も学ぶ効果も期待される。

本事業とは別であるが、学校への防災の出前講座をするために、教師を危機管理局に一定期間派遣してインストラクターをしてもらう取組も行われている。子供たちの身近な存在である教師に防災インストラクターの経験者が増えていくことは、地域における防災教育を進めるうえで有効な取組であると考えられる。

(2) アクション別の監査の内容

① アクション No. 2 (家庭内の地震対策の促進) について

ア. 効果の測定について

本アクションでは、2年に1回行われる県民意識調査の結果で効果を確認している。この県民意識調査は、選挙人名簿から無作為抽出された2,000人に対してアンケートを郵送している。直近の平成27年度の調査では、回答率は約50%で、回答のあった県民のうち家具類の固定化ができていない県民は17.6%という結果になっている。

なお、内閣府の調査でも同様の調査が行われており、全国平均は40.7%という結果になっている。静岡県の調査結果と内閣府の調査結果で、数値が大きく異なるのは、家具類の固定化の程度について、内閣府の調査では、一部でも固定していれば、固定化しているとカウントするのに対して、静岡県の調査では大部分を固定していなければ固定化しているとカウントしない、という集計方法の違いによるものであり、静岡県のアンケート調査でも、一部でも固定しているものを含めて集計すれば、67.8%という結果になり、全国平均を27.1%上回る結果となる。

② アクション No. 111 (地震防災に関する基礎的情報の整備発信) について

ア. 効果の測定について

本アクションでは、地震防災センターのホームページの年間アクセス数で効果を確認している。

地震防災センターのホームページの年間アクセス数の実績は、平成28年4月の熊本地震によって一時的に防災への関心が高まったことにより、平成27年度の352万件(88.1%)から平成28年度に499万件(124.9%)に大きく増加したが、平成29年度は平成27

年度の水準に戻っている。

このような一時的な増加もあるが、ホームページによる情報提供の実績をアクセス数で測るのは合理的であり、実績集計に恣意性も入る余地がなく、妥当であると考える。

③ アクション No. 112 (静岡県地震防災センターを活用した県民等への情報発信) について

ア. 効果の測定について

本アクションでは、地震防災センターの延べ来館者数で効果を確認している。平成元年の開館以来の利用者数の推移は、次のとおりである。

(単位：人)

| | | | | |
|----------|----------|--------|--------|-----------|
| 平成元年度 | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 |
| 55,946 | 34,636 | 36,030 | 38,219 | 39,878 |
| 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 |
| ※ 50,090 | 56,121 | 42,652 | 39,218 | 36,665 |
| 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 37,132 | 33,643 | 38,802 | 42,318 | 51,750 |
| 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 44,853 | 43,823 | 37,348 | 37,285 | 38,374 |
| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 39,291 | ※ 40,941 | 79,541 | 65,333 | 54,553 |
| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | | 累計 |
| 50,439 | 46,583 | 43,923 | | 1,255,387 |

※：阪神・淡路大震災（H7. 1. 17）、東日本大震災（H23. 3. 11）

ここ数年、地震防災センターの来場者数が減少傾向にあるが、その要因の1つに体験装置の故障があると考えられている。来場者の84%が団体、さらに、その36%（全体の30%）は学校である。

平成31年度に地震防災センターをリニューアルする計画があり、体験装置の充実など、情報発信力の強化が期待される。

④ アクション No. 129 (事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進) について

ア. 取組の状況について

本アクションでは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第7条に基づく「地震防災応急計画」の策定率を100%

にすることを目標に掲げている。

計画の策定対象となるのは、大規模地震対策特別措置法施行令第4条により、具体的に23の施設に分類されており、静岡県では、下表のとおり、平成27年度末時点で30,312の義務者のうち、24,896(82.1%)の義務者が計画の届出をしている。

| No. | 施設又は事業 | 作成義務者数 | 届出者数 | 届出率 | 未届者数 |
|------|--------------------|--------|--------|-------|-------|
| 1 | 劇場・百貨店等 | 16,395 | 13,789 | 84.1% | 2,606 |
| 2 | 複合用途 | 5,677 | 4,264 | 75.1% | 1,413 |
| 3 | 危険物製造所 | 1,891 | 1,835 | 97.0% | 56 |
| 4 | 火薬類の製造所 | 14 | 14 | 100% | — |
| 5 | 高圧ガス事業所 | 371 | 371 | 100% | — |
| 6 | 毒物・劇物製造施設 貯蔵施設等 | 34 | 34 | 100% | — |
| 7 | 核燃料物質の精錬 施設等 | — | — | — | — |
| 8 | 石油コンビナートの 特定事業所 | 13 | 13 | 100% | — |
| 9 | 鉄道事業・索道事業 | 15 | 15 | 100% | — |
| 10 | 軌道法による事業 | — | — | — | — |
| 11 | 航路事業 | 30 | 30 | 100% | — |
| 12 | 一般乗合旅客自動車 運送事業 | 30 | 14 | 46.7% | 16 |
| 13 | 学校 | 1,677 | 1,619 | 96.5% | 58 |
| 14 | 福祉施設 | 3,537 | 2,312 | 65.4% | 1,225 |
| 15 | 鉱山 | 6 | 6 | 100% | — |
| 16 | 貯木場 | — | — | — | — |
| 16-2 | 動物園 | 8 | 7 | 87.5% | 1 |
| 17 | 道路 | 4 | 4 | 100% | — |
| 18 | 放送事業 | 58 | 45 | 77.6% | 13 |
| 19 | ガス事業 | 56 | 56 | 100% | — |
| 20 | 水道事業 | 462 | 434 | 93.9% | 28 |
| 21 | 電気事業 | — | — | — | — |
| 22 | 石油パイプライン 事業 | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----|--------------|--------|--------|-------|-------|
| 23 | 1,000人以上の工場等 | 34 | 34 | 100% | — |
| 合計 | | 30,312 | 24,896 | 82.1% | 5,416 |

上表より、平成27年度末時点において計画の作成・届出義務を履行していない事業者は5,416（17.8%）存在している。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第7条では、義務を履行していない事業者に対して、都道府県知事は相当の期間を定めて届出することを勧告し、その期間内に届け出がない場合には、その旨を公表することができることとされているが、静岡県では、これまで、勧告や公表を行っていない。

⑤ アクション No. 146・147（県民の緊急物資備蓄の促進（食料・水））について

ア. 効果の測定について

上記2（1）①で、事業全体で確認した。

⑥ アクション No. 148（事業所の緊急物資備蓄の促進）について

ア. 効果の測定について

本アクションでは、事業所の防災対策として、飲料水・食料を備蓄している事業所の割合を100%にすることを目標に掲げ、4年に1回行われる企業防災実態調査の結果で効果の確認をしている。

この企業防災実態調査は、経済センサス活動調査の事業所名簿から無作為抽出された2,000社に対してアンケートを郵送している。直近の平成26年度の調査では、回答率は46.9%、回答があった事業所のうち、飲料水・食料を備蓄している事業所が49.7%という結果であった。

アクションNo.146・147では、自宅における7日分の食料・水の備蓄となっていたが、本アクションについては、被災後、事業所から自宅に帰宅できるまでの飲料水・食料ということになり、何日分の食料と水を備蓄すればいいのかが曖昧になっていて、1日以上分の備蓄があれば実績にカウントされている。

3 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 目標設定の曖昧さについて（アクション No. 2）

本アクションでは、目標指標の実績をアンケートによる県民意識調査で確認している。そのなかで、家具類の固定化が大部分できているかどうかの判断は回答者に委ねられているが、大部分かどうかの判断についての説明は特に行われていない。

判断のポイントとなる事項や最低限クリアすべきもの（例えば、寝室の家具、食器棚、テレビなど）についての説明やチェックリストを加えることで回答者の視点やレベル感が定まりやすくなるを考える。

② 地震防災センターによる情報発信について（アクション No. 112）

地震防災センターは静岡市にあり、県東部や県西部の人には利用しづらい面がある。センターの展示品や体験装置の一部を一定の期間、東部地区や西部地区に移動できるような仕組みを積極的に検討して利用者の拡大を図ることを検討すべきである。

③ 事業所の地震防災応急計画の策定の促進について（アクション No. 129）

特別措置法の立法趣旨から考えると、地震防災応急計画の作成・届出をしていない事業者に対しては、県から強く対応を求める必要があると考える。しかし、対象となる施設・事業によって県内部の所管が分かれていて、全体の取りまとめができていないので、知事による勧告や公表といった特別措置法の仕組みが十分に機能していないと思われる。

また、「地震・津波対策アクションプログラム」での本アクションは、危機管理部危機情報課が担当になっているが、危機情報課は各所管課から計画の届出状況の情報を収集しデータを集計しているにすぎない。

アクション（をするための）プログラムとしてメニューに加えて、計画の策定率を 100%にすることを目標に掲げるのであれば、危機情報課が履行義務を果たしていない事業者が多い所管課に対して改善策を求めることや、知事による勧告や公表の検討などの全体の取りまとめを積極的に行うべきである。

④ アンケート調査の内容の重複について（アクション No. 148）

本アクションでは、目標の達成状況を4年に1回行われる企業防災実態調査の結果で確認しているが、そのアンケートの中には事業継続計画（BCP）の策定状況についても含まれている。

BCPの策定状況については、アクション No. 156（E 商工業総合振興対策費 参照）で、経済産業部商工振興課も事業者に対するアンケート調査を1年おきに行っていることを確認しているが、アンケート調査は連携していることはなく、独自に実施している。

アンケート調査自体は、直接的にBCPの策定を促進させるものではなく、発送コストや回答の集計事務工数もかかるので、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要であると考えます。

C 緊急地震・津波対策等交付金

1 事業の概要

(1) 事業の概要

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」の目標達成のため、市町の地震・津波対策を支援するとともに、新たに火山対策の支援も含め、「緊急地震・津波対策等交付金」制度を創設した。3年間で約90億円の予算を見込んでいる。

期間は平成28年度から平成30年度の3年間で、県及び市町アクションプログラムに基づく事業を対象にする。

交付方法は、市町の計画的な事業執行を可能にするために、平成28年度当初に各市町の3か年の事業計画を承認し、毎年度、各年度事業分を交付する。

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|--------|-----------|-----------|---------|--------|
| 平成24年度 | — | — | — | — |
| 平成25年度 | — | — | — | — |
| 平成26年度 | — | — | — | — |
| 平成27年度 | — | — | — | — |
| 平成28年度 | 2,396,501 | 2,030,927 | 365,574 | △84.7% |

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|----------------------------------|----------------|
| 44 | 津波避難施設空白地域の解消 | 危機管理部 危機情報課 |
| 35 | 市町津波避難計画策定の促進 | |
| 37 | 災害時における避難行動の理解の促進 | |
| 39 | 津波訓練の充実・強化（自主防災組織） | |
| 95 | 災害時情報伝達の強化・促進（同報無線） | 危機管理部 危機政策課 |
| 96 | 災害時情報伝達の強化・促進（屋内受信機） | |
| 149 | 市町の緊急物資備蓄の促進（非常食を持ち出せなかった避難者の食料） | |
| 86 | 地震火災に備えた消防装備の整備の促進 | 危機管理部 消防保安課 |

| | | |
|-----|------------|-----------------|
| 174 | 福祉避難所の指定拡大 | 健康福祉部 管理局政策監 |
|-----|------------|-----------------|

(4) アクションの概要

① アクション No. 44 について

| | |
|--------|---------------|
| アクション名 | 津波避難施設空白地域の解消 |
|--------|---------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、津波の浸水が想定される区域内において、住民が津波避難施設等に避難できない地域（津波避難施設空白域）を解消することを目指すものである。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|-----------------|------|-------------|
| 津波避難施設の要避難者カバー率 | 100% | 88% |

ウ. 効果検証の方法

毎年、市町担当者へのヒアリングを行い、事業の進捗と A P 達成度を確認している。

② アクション No. 35 について

| | |
|--------|---------------|
| アクション名 | 市町津波避難計画策定の促進 |
|--------|---------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、沿岸市町（21 市町）のすべてに津波避難計画を策定させるものである。津波避難計画の作成は、「津波対策の推進に関する法律」第 9 条で、努力義務となっているが、静岡県では、これを沿岸の全市町が策定することを目標に掲げ、平成 28 年度に達成した。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|------------------------|------|-----------------|
| 市町の津波避難計画の策定(沿岸 21 市町) | 100% | 100% (21 市町) |

ウ. 目標指標の達成への取組

津波避難計画の策定は、各市町にとっては、相当な労力がかかる作業であり、しかも限られたマンパワーで実行しなければならないことから、当初は、市町によって、取組状況にかなり差が生じていた。

県としては、全体のレベルを上げていく必要があるため、平成 27 年度に津波避難計画の作成例をまとめ、市町に提示するとともに、進捗が遅れている市町に対して、助言・指導に加え、個別に課題等を議論する場を設けるなど支援を強化することで目標の達成に導いた。

③ アクション No. 37 について

| | |
|--------|-------------------|
| アクション名 | 災害時における避難行動の理解の促進 |
|--------|-------------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、自分が住んでいる家は警戒宣言が発せられたときに避難が必要かどうかを知っている人の割合を 100%にすることを目標指標に掲げている。

緊急地震・津波対策等交付金事業に含まれているが、市町との連携などは特になく、実態としては、県民意識調査を行っている県民啓発事業の一環と考えるべきものである。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|--------------------------|------|-------------|
| 自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率 | 100% | 57.8% ※ |

※：直近のアンケート調査結果（平成 27 年度）による数値

ウ. 効果検証の方法

1 年おきに実施している県民意識調査で、実態を確認している。なお、県民意識調査は無作為抽出された 2,000 人に対してアンケートを送っているが、回答率は約 50%。

④ アクション No. 39 について

| | |
|--------|----------------------|
| アクション名 | 津波避難訓練の充実・強化（自主防災組織） |
|--------|----------------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、津波浸水区域内にあるすべての自主防災組織が津波避難訓練を実施することを目指すものである。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|-----------------------------|------|-------------|
| 津波浸水区域内にある自主防災組織の津波避難訓練の実施率 | 100% | 63.1% |

ウ. 効果検証の方法

津波避難訓練の実施状況は、4年に1度、県内の自主防災組織すべて（約5,000）を対象に行われる自主防災態調査のアンケート結果から確認している。

アンケートに回答してもらった自主防災組織のリーダーが誰なのかという情報を各市町から入手して、アンケートの発送と回収は、県が直接行っている。

⑤ アクション No. 95 について

| | |
|--------|---------------------|
| アクション名 | 災害時情報伝達の強化・促進（同報無線） |
|--------|---------------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、交付金（交付率は2分の1～3分の1）によって、災害時の情報伝達手段になる同報無線の子局設置を促進させるものである。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|----------------------------|------|--------------------|
| 市町の同報無線子局の設置数 (7,000 基) | 100% | 85.5% (5,984 基) |

ウ. 目標指標の設定理由

目標を1基あたり200世帯とし、県の世帯数が140万世帯であることから、7,000基としている。

⑥ アクション No. 96 について

| | |
|--------|----------------------|
| アクション名 | 災害時情報伝達の強化・促進（屋内受信機） |
|--------|----------------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、市町が行う防災ラジオまたは個別受信機の配布の経費の一部を県の交付金で負担するものである。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|--------------------------|------|---------------------|
| 防災ラジオまたは個別受信機の配布数（35 万台） | 100% | 36% (126, 067 台) |

ウ. 目標指標の設定理由

目標台数は、当初、県内全世帯への配布を想定して 140 万台だったが、平成 29 年 2 月に、35 市町の配布予定数の積み上げである 35 万台に見直された。

⑦ アクション No. 149 について

| | |
|--------|----------------------------------|
| アクション名 | 市町の緊急物資備蓄の促進（非常食を持ち出せなかった避難者の食料） |
|--------|----------------------------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、市町の緊急物資の備蓄の経費の一部を県の交付金で負担するものである。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|-------------------------|------|------------------|
| 市町の緊急物資（食料）の備蓄量（583 万食） | 100% | 100% (589 万食) |

ウ. 目標指標の設定理由

県が目標とする 583 万食は、非常食を持ち出せなかった避難者数を、第 3 次被害想定に基づく発災 1 週間後の避難者数の 50%とみなし、その 3 日分（9 食分）として算出している。

みなし計算の 50%には、積極的な根拠はなく、住民の備蓄分も

考慮して、ゼロと 100 の真ん中という考え方によるものである。

数値目標は市町が必要と考える量の積み上げではないため、平成 28 年度の実績が 100%に達しているが、目標数に達していないと考えている市町もあり、今後も、交付金の交付が必要となる。

⑧ アクション No. 86 について

| | |
|--------|--------------------|
| アクション名 | 地震火災に備えた消防装備の整備の促進 |
|--------|--------------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、火災が発生した際の消火能力の向上を図るために、消防本部及び消防団が所有する消防ポンプ自動車等の整備を促進するものである。

実際の整備を進める主体は、市町及び消防の事務を処理する一部事務組合である。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|------------------------------|------|------------------|
| 人口 1 万人当りの動力消防ポンプの口数 (8.0 口) | 100% | 98.8% (7.9 口) |

ウ. 目標指標の設定理由

目標指標の人口 1 万人当りの動力消防ポンプの口数として 8.0 口という数値は、平成 23 年度の静岡県の実績が 7.7 に対して、全国平均が 7.9 だったことを鑑み、設定されている。

⑨ アクション No. 174 について

| | |
|--------|------------|
| アクション名 | 福祉避難所の指定拡大 |
|--------|------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、市町が、災害時に要配慮者（一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害のある人など）を十分に受け入れられるよう、福祉避難所の設置促進を図るものである。

ここで、「福祉避難所」とは、要配慮者の避難を受け入れるために災害時に開設される避難所のことを言う。

現在、福祉避難所として指定されているのは、主に、高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、特別支援学校などであるが、これらだ

けでは十分でなく、市町によっては、ホテルや病院、企業の福利厚生施設、ゴルフ場（クラブハウス）などにも呼びかけをしている。

県の交付金は、こうした既存の施設を福祉避難所として利用できるようにする場合に必要な備蓄用食料や資機材の整備などに要する市町の経費の補助をしている。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|-----------------------------------|------|---------------------|
| 福祉避難所への想定避難者数がすべて受入れ可能な市町数(35 市町) | 100% | 31.4% (11/35 市町) |

ウ. 目標指標の設定理由

本アクションの目標指標は、福祉避難所に避難が想定される人の受入れカバー率ではなく、福祉避難所に避難が想定される人の受入れを 100%カバーできている市町の数（比率）となっている。

2 監査の内容

(1) 事業全体について

①交付方法の変更の経緯と基金の残額処理の確認

本事業は、平成 28 年度からスタートしている事業であるが、市町が緊急に取り組む地震・津波対策に対する県からの支援は、それ以前から行われてきた。

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間については、交付金ではなく、基金という形で、初年度に 3 年分を一括して各市町に交付している(約 90 億円)。

今回、基金から交付金に変更したのは、市町ごとの進捗にばらつきが出たので、統一的な成果指標を設定するとともに、市町に 3 か年計画を策定させ、それに基づき、毎年度、事業年度ごとの交付をすることで、より計画的に地震・津波対策を進めることにした。

なお、平成 27 年度までの基金残額については、各市町に実績報告を提出させ、3 年度分の平成 27 年度の繰越事業終了後に県に納付させている。

② 平成 28 年度の予算・決算の状況の確認

平成 28 年度の予算は、当初の 30 億円を最終的に 23 億円で減額し、さらに決算額は 20 億円にとどまった。

主な理由としては、市町事業の国庫採択や事業の年度間調整、さらに住民との合意形成に時間がかかったことや、住民からの耐震対策に係る補助申請が見込みより少なかったことなどによる。

県からの交付金は、市町の事業にかかる経費の一部を負担するだけなので、市町の予算状況や事業の進捗状況によって、県としての予算精度や目標指標の実績率も左右される。たとえば、国庫負担が得られるかどうか不明確な状態で、得られなければ市町の負担で進める予定（県の交付金は、その市町の負担を一部カバーする）だった事業が、国庫負担が得られることになると、県の交付金が必要なくなることもある。

③ 市町の事業の進捗管理の確認

市町事業の進捗や達成度については、市町の担当者に対して、「市町 A P 進捗確認票」（県がフォーマットを作成し、市町が入力している）に基づき、達成状況の低い事業の内容確認をするなどのヒアリングが行われている。

県・危機政策課では、「市町 A P 進捗確認票」の中から特に重要な 4 項目（津波避難施設の空白域の解消、安全対策完了、救護施設機材整備、救命救助用資機材装備）について、市町別の実績率をまとめた「成果指標調」を作成し、市町にも提示している。

(2) 県による市町の事業のチェックについて

県では、各市町の交付金の対象となった事業について、平成 28 年度当初に承認した 3 か年計画との整合性や、入札から工事完了までの実績について、書面上でチェックをしている。

今回、平成 28 年度分の実績データの中から、サンプル抽出して、県のチェック状況などを確認した。資料ファイルは、県内に 4 つある危機管理局に分散して保管されているため、まず危機管理局単位の合計額が最も金額の大きな中部危機管理局を選び、中部危機管理局が管轄する市町の事業の中から金額の上位 5 件を抽出した。（ただし、工事完了確認のチェック状況も確認するため、次年度繰越ではなく、単年度で完結しているものとした）

サンプル抽出された事業は、次のとおりである。

(単位：千円)

| 番号 | 市町 | 事業 | 金額 |
|----|------|----------------|---------|
| ① | 静岡市 | 屋内避難施設落下物対策事業費 | 164,606 |
| ② | 島田市 | 屋内避難施設落下物対策事業費 | 41,598 |
| ③ | 焼津市 | 同時通報用無線施設整備事業費 | 20,000 |
| ④ | 藤枝市 | 同時通報用無線施設整備事業費 | 16,970 |
| ⑤ | 牧之原市 | 津波避難施設整備事業費 | 18,713 |

中部危機管理局では、市町別に担当を決めて、その担当者と、それ以外の1名によるダブルチェックをしている。抽出された5件については、いずれも、資料の不備や資料間のデータの不整合などは検出されなかった。

このうち、③と④については、実績報告書に添付されている「業者の選定」を閲覧したところ、子機の購入について次のような状況であった。

| 番号 | 市町 | 契約締結方式 | 契約金額 |
|----|-----|--------|---------|
| ③ | 焼津市 | 随意契約 | 113 百万円 |
| ④ | 藤枝市 | 随意契約 | 54 百万円 |

3 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 「成果指標調」の公表について

危機政策課では、各市町における交付金対象事業の進捗管理のために、「市町AP進捗確認票」の中から特に重要な4項目（ア.津波避難施設の空白域の解消、イ.安全対策完了、ウ.救護施設機材整備、エ.救命救助用資機材装備）について、市町別の実績状況をまとめた「成果指標調」を作成し、市町にも提示している。

この「成果指標調」を見ると、市町によって、実績にかなりのばらつきがあることが確認できる。県のホームページで公表されている「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の中で、平成27年度末の目標指標の実績が記載されているが、市町別のデータは公表されていない。

命にかかわる事業への取組については、住民にとって、県全体のデータよりも、自分たちが住む市町のデータの方が重要である。また、

本来、市町が進めるべき事業に対して、県が交付金を出す趣旨を考えれば、県としても、もっと積極的に交付金を活用して、事業を進めることを市町に求めるためにも、市町別データの公表をする必要があると考える。

② 県民意識調査の結果の市町への伝達について（アクション No. 37）

アクション No. 37 は、県民意識調査で、自分が住んでいる家は警戒宣言が発せられたときに避難が必要かどうかを知っている人の割合が 100%になることを目標指標に掲げている。

県民意識調査のアンケートは、回答者が、どこの市町の人なのかはわかるようになっているが、これまで、アンケート結果を市町にフィードバックしていなかった。

本アクションに関しては、住民に対して、直接、警戒宣言が発せられたときに避難が必要な地域かどうかの啓発を行うのは、市町（あるいは自主防災組織）であることを考えると、アンケート結果を市町にフィードバックすべきである。

③ 実績確認の方法の見直しについて（アクション No. 39）

アクション No. 39 は、津波浸水区域内にあるすべての自主防災組織が津波避難訓練を実施することを目指し、4年に1度、県内の自主防災組織すべて（約 5,000）を対象に行われる自主防実態調査のアンケート結果から訓練の実施状況を確認しているが、以下の点で、見直しが必要であると考えられる。

ア. 訓練の実施状況の確認方法

津波浸水区域内にある自主防災組織の状況を確認するのに、5,000 もある県内すべての自主防災組織を対象にしたアンケート調査から確認するのは非常に非効率である。津波避難訓練を含めて防災訓練は、住民への参加の呼びかけも必要であり、単独の自主防災組織が自主的に行うことは考えにくく、市町単位で行われることが一般的であるので、実施状況も、自主防災組織ではなく、21 の沿岸市町に確認すれば足りるはずである。

イ. 訓練の実施率の算定方法

訓練の実施率は、訓練を行うべき自主防災組織の数を分母に、そのうち訓練を実施している自主防災組織の数を分子にして算出すべきであるが、アンケートに回答がなかった自主防災組織の数を分

母から外している。また、訓練を行うべき自主防災組織に沿岸市町のすべての自主防災組織を集計してしまっていて、津波浸水区域以外にあるものをかなり含めてしまっている。

ウ. 市町への結果のフィードバック

平成 28 年度の自主防実態調査のアンケート結果は、未回答率が 16%あった。自主防実態調査をより有効に活用するためには、回答の有無も含めて、調査結果を各市町にフィードバックして、市町では正措置を図れる仕組みに変えるべきである。

④ 目標指標の設定方法の見直しについて（アクション No. 95 ほか）

アクション No. 95 は、市町が進める同報無線の子局の設置を交付金によって促進させるものであるが、目標指標を、県全体の人口から 1 基あたり 200 世帯と単純に割り返して設定している。

市街地と山間部では人口密度が全く異なるし、地形によってもスピーカーの届く範囲が変わることは明らかであるにもかかわらず、あまりにも雑な目標指標の設定である。

そもそも交付金事業は市町が進める事業を県がバックアップするものなのだから、35 市町に対して、市町が必要と考える子局の数と現在の数を確認していけば、各市町におけるカバー状況や、今後、必要な交付金も正確にも把握できるはずである。

アクション No. 96 の屋内受信機（防災ラジオ）についても、当初、県内全世帯への配布を想定して 140 万台としていたが、平成 29 年 2 月に、35 市町の配布予定数の積み上げである 35 万台に見直された。当初の目標設定があまりにも現場感覚からずれている。屋内受信機（防災ラジオ）について、見直しが行われたのであれば、No. 95 の同報無線の子局についても、あわせて市町に確認するように見直しをすればいいと考える。

また、アクション No. 149（市町の緊急物資の備蓄）でも、県の設定する目標数は市町の考える必要数の積み上げと一致していない。県の計算では、平成 28 年度末の実績率が 100%に達しているが、市町の考える必要数と実績数の積み上げデータを確認しておく必要がある。

アクション No. 86 の動力消防ポンプの口数についても、No. 95 と同様、単純に人口当りで計算するのではなく、消防本部及び消防団が必要と考える数と現在の数を確認しておくことで、現場におけるカバー状況や、今後、必要な交付金を把握すべきである。

なお、以上の見直しにあたっては、担当課が異なるアクション No. 174 (福祉避難所) の目標指標の設定も参考にするべきである (A. アクション・プログラム 2013 全体の、3 (2) ②参照)。

一方、アクション No. 174 についても、福祉避難所への避難が必要かどうかの判定は、本人を取り巻く環境 (支援者の有無など) によって避難生活の困難さが異なり、介護度のランクなどで機械的に分けることができないので、想定避難者数の捉え方を見直す必要がある市町がないかどうかを再確認しておくべきである。

⑤ 市町の事業のチェックでの契約状況の確認について

静岡県では、平成 28 年度の同時通報用無線施設整備事業費が、上記 2 (2) の監査で抽出した焼津市と藤枝市を含めて 11 市町で使われており、総額で 132, 225 千円になる。11 市町での子機の契約状況を追加確認した結果は次のとおりである。

(単位：千円)

| 市町 | 契約金額 | 子機の個数 | 子機の発注方法 | 親機の契約との関係 |
|------|----------|-------|---------|-----------|
| 静岡市 | — | | | ※ |
| 熱海市 | 4, 320 | 1 個 | 随意契約 | 個別 |
| 富士宮市 | — | | | ※ |
| 富士市 | 111, 240 | 58 個 | 随意契約 | 個別 |
| 焼津市 | 113, 724 | 37 箇所 | 随意契約 | 個別 |
| 掛川市 | 4, 968 | 2 個 | 単独随意契約 | 個別 |
| 藤枝市 | 54, 000 | 20 箇所 | 随意契約 | 個別 |
| 下田市 | — | | | ※ |
| 函南町 | 68, 796 | 10 個 | 一般競争入札 | 個別 |
| 長泉町 | 48, 816 | 21 個 | 随意契約 | 個別 |
| 森町 | 34, 884 | 7 個 | 単独随意契約 | 個別 |
| 合計 | 440, 748 | | | |

※ 静岡市と富士宮市は家庭用受信機を購入し、下田市は同報無線のバッテリー交換のみのため、子機を購入はなかった。

上記 2 (2) の監査では、同時通報用無線施設の子機を購入にあたり、親機を購入した業者と高額な随意契約をしているケースが検出された。

これは、実施事業の特殊性から、親機を購入した業者から子機の購

入や、保守契約を依頼せざるを得ないためということであるが、今後、親機を購入する際には、それ以降の子機を購入や保守契約も十分に考慮していくべきである。市町への指導・助言において、本件のような状況について説明を加えることが必要と考える。

D 防災ヘリコプター活動事業費

1 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、県が所有する防災ヘリコプター（以下、「防災ヘリ」とする）の運航整備に関する事業である。

静岡県では、防災ヘリが県所有1機の他に、政令指定都市である静岡市と浜松市がそれぞれの消防局で1機ずつ消防ヘリコプター（以下、「消防ヘリ」とする）を所有している。

静岡市と浜松市が所有する消防ヘリは、両市で発生した事案（火災や救助等）に対応し、それ以外の市町での事案を県所有の防災ヘリが対応している。なお、県所有の防災ヘリは、静岡市内に配備されているので、県東部には防災ヘリが配備されていないことになるが、静岡市から県東部や県西部にも概ね30分で到着可能である。

県の防災ヘリは、県としての防災活動と、市町からの要請による消防活動の支援を行う一方、2市の消防ヘリは、消防機関として消防活動を行う。

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|--------|---------|---------|--------|--------|
| 平成24年度 | 164,530 | 162,951 | △1,579 | 99.04% |
| 平成25年度 | 144,649 | 143,699 | △950 | 99.34% |
| 平成26年度 | 169,268 | 167,249 | △2,019 | 98.80% |
| 平成27年度 | 172,486 | 166,171 | △6,315 | 96.33% |
| 平成28年度 | 228,300 | 226,390 | △1,910 | 99.16% |

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|----------------------|-------|
| 84 | ヘリコプターを利用した消防防災体制の強化 | 消防保安課 |

① アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成28年度末実績 |
|-------------------------|------|-----------|
| 常時、県内で2機以上のヘリが配備されている割合 | 100% | 61.9% |

② 目標指標の設定理由

県内3機の消防・防災ヘリコプターの1機が定期点検等で運用できない場合であっても、運航状況を調整することで常時2機以上の稼動を可能とさせる。

③ 進捗を促す方法

老朽化した機体の更新を平成31年度に行い、予期しない不具合による運航休止を少なくする。

2 監査の内容

(1) 経費の内容について

県所有の防災ヘリの運用にかかる費用の主な内訳の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 運航整備 | 53,382 | 53,382 | 54,907 | 54,907 | 54,907 |
| 点検整備 | 29,080 | 24,739 | 36,981 | 53,193 | 102,159 |
| 運航連絡協議会助成金等 | 20,421 | 8,975 | 8,975 | 8,975 | 8,975 |
| 航空燃料 | 11,251 | 14,091 | 11,236 | 12,003 | 10,045 |
| 航空保険 | 9,669 | 9,669 | 9,471 | 9,471 | 9,471 |
| 高額修理費等 | 4,929 | 2,585 | 10,507 | 0 | 0 |

県所有の防災ヘリは、点検や修繕だけでなく、運航についても民間の事業会社に委託しており、その分、毎年5,000万円以上の経費がかかっている。受託する事業会社では民間業務の中に防災ヘリの運航業務も組み込んでチーム体制をとることで、常に防災ヘリの機長を確保できる体制になっている。

一方、静岡市や浜松市は制度上の関係で、機長を直接市の職員として雇用し運航を行っているが、特に浜松では、機長が1名だけで交代要員がないため、後述の運航体制にも影響が生じている。

(2) 目標指標について

本アクションの目標指標は、県内に3機ある消防・防災ヘリのうち、2機以上のヘリが常時配備されている日数を100%とする、というものである。この目標に対して、平成27年度、28年度の実績率は、それぞれ63.3%、61.9%という水準であるが、言い換えると、下表のとおり、県内の消防・

防災ヘリが2機以上使えない日が年間の約4割、約140日もあるということになる。

消防・防災ヘリが使用できなかった日数

| | 静岡県 | 静岡市 | 浜松市 | 内、重複日数 |
|--------|------|------|------|--------|
| 平成27年度 | 57日 | 208日 | 188日 | 134日 |
| 平成28年度 | 119日 | 148日 | 152日 | 139日 |

ヘリコプターを使用できない日数が多い理由は、ヘリコプターの場合、自動車などと比べて法定検査の頻度や日数が非常に多いということによる。具体的には、毎年、機体を分解し部品を取り出して行う「耐空検査」に約60日かかり、さらに、50時間・100時間・150時間飛行ごとに行われる「飛行検査」にも1～3日程度かかっている。さらに、予定外の不具合や故障が出ると、修繕で交換する部品の調達日数も合わせて使用できない日数が膨らんでしまう。また、上記2(1)の浜松市には機長の交代要員がないという問題もある。

このような状況に対して、県内3機の検査時期が重ならないように調整もしているが、現状、目標指標を達成するのはかなり難しく、さらなる連携強化が求められる。

3 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 目標指標の実績改善について

目標指標の「常時、県内で2機以上のヘリが配備されている割合」が年間の6割にとどまっていることについては、検査や修繕の時期が重ならないように調整することも重要であるが、それ以前に、県内3機の使用できなかった日数が多すぎることについて、県と静岡市・浜松市が一体になって、早急に原因調査と改善策を検討したうえで、静岡県全体での最適な配備や管理運営の方法を議論すべきである。

E プロジェクト「TOUKA I-O」総合支援事業費

1 事業の概要

(1) 事業の概要

想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り、被害を軽減するため、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅・建築物の耐震化を促進する。

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|--------|---------|---------|----------|--------|
| 平成24年度 | 712,000 | 630,416 | △81,584 | 88.54% |
| 平成25年度 | 640,000 | 541,206 | △98,794 | 84.56% |
| 平成26年度 | 568,000 | 479,898 | △88,102 | 84.49% |
| 平成27年度 | 546,000 | 460,743 | △85,257 | 84.39% |
| 平成28年度 | 800,000 | 633,442 | △166,558 | 79.18% |

平成28年度の事業費（決算額）の事業別内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

| 事業名 | 金額 | 内容 |
|-------------------|---------|----------------|
| わが家の専門家診断事業 | 47,519 | 相談支援を含む(1,345) |
| 木造住宅補強計画策定事業 | 44,855 | |
| 木造住宅耐震補強助成事業 | 369,500 | 建替助成を含む(100) |
| 建築物等耐震診断事業 | 6,082 | |
| 建築物耐震化助成事業 | 4,792 | |
| 災害時拠点施設耐震化助成事業 | 14,296 | |
| ブロック塀等耐震改修促進事業 | 11,232 | |
| 中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業 | 83,912 | |
| その他（事務業務など） | 3,938 | |
| 現年分小計 | 586,126 | |
| 建築物補強計画策定事業 | 16,320 | 前年度からの繰越 |
| 避難路沿道通行障害建築物調査事業 | 30,996 | 前年度からの繰越 |
| 繰越分小計 | 47,316 | |
| 合計 | 633,442 | |

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|--------------------------|-----------------------------|
| 1 | 住宅の耐震化の促進 | くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課 |
| 3 | 建築物の耐震性の確保 | |
| 13 | 特定建築物の耐震化の促進 | |
| 14 | 大規模建築物の耐震化の促進 | |
| 16 | 民間大規模建築物の天井脱落対策の促進 | |
| 17 | 民間大規模建築物の既設エレベータの防災対策の促進 | |
| 68 | 緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進 | |
| 69 | 緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進 | |

上記 1 (2) の下表での事業費 (決算額) の内訳との関連で見ると、事業費の 7 割程度がアクション No. 1 の住宅の耐震化に充てられている。

(4) アクションの概要

① アクション No. 1 について

| アクション名 | 住宅の耐震化の促進 |
|--------|-----------|
| | |

ア. アクションの概要

想定される巨大地震による建物倒壊から県民の生命を守り、被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業として住宅の耐震化を促進している。

具体的には、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅について、市町とともに、わが家の専門家診断事業、木造住宅補強計画策定事業及び木造住宅耐震補強助成事業を実施している。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度 末実績 |
|---------|--------|-----------------|
| 住宅の耐震化率 | 95% ※2 | 82.4% ※1 |

※1：住宅の耐震化率は、県内の居住世帯のうち、耐震性のある住宅戸数の割合をいい、5年ごとに実施される「住宅・土地統計調査（総務省）」（直近は平成 25 年度）に基づき算定している。なお、昭和 56 年 6 月以降の耐震基準で建築された住宅については、自動的に耐震性有とカウントされている。

※2： 数値目標は当初 90%としていたが、平成 29 年 2 月の地震・津波対策アクションプログラムの改訂時に 95%に引き上げている。

ウ. 目標指標の設定理由

数値目標を 100%ではなく、95%に設定している理由は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 3 月 25 日改定国土交通省告示第 529 号）で、建築物の耐震診断及び耐震改修を、「平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標とする」としていることに準じている。

エ. 進捗を促す方法

高齢者世帯等への戸別訪問や、耐震診断を実施していない方へのダイレクトメールを継続し、木造住宅の耐震補強助成制度を活用する。また、耐震補強に加え、建替えや住み替えにあわせて既存住宅の解体を行う場合も助成対象とすることで、耐震性のない住宅の建替え等を促進し、耐震化率の向上につなげていく。

② アクション No. 3 について

| | |
|--------|------------|
| アクション名 | 建築物の耐震性の確保 |
|--------|------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、建築基準法施行令第 3 章の技術基準を補完し、建築物の耐震性を高めることを目的とした「静岡県建築構造設計指針・同解説」を、第 4 次地震被害想定を踏まえたものに改訂することを目指したものであり、平成 26 年度に完了している。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|--------------------------------|------|-----------------------|
| 第 4 次地震被害想定を踏まえた静岡県建築構造設計指針の改訂 | 100% | 100% (平成 26 年度に達成) |

③ アクション No. 13 について

| | |
|--------|--------------|
| アクション名 | 特定建築物の耐震化の促進 |
|--------|--------------|

ア. アクションの概要

本アクションは、多数の者が利用する「特定建築物」の耐震化を促進させるものである。

なお、「特定建築物」とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、学校、病院、体育館等の用途に供される規模の大きい建築物で、多くの人々が利用する特定既存耐震不適格建築物をいう（法第14条第1号、施行令第6条）。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成28年度末実績 |
|--------------------------------|------|-----------|
| 耐震改修促進法に基づく特定建築物（13,360棟）の耐震化率 | 95% | 90.3% |

数値目標は当初90%としていたが、平成29年2月の地震・津波対策アクションプログラムの改訂時に95%に引き上げている。

④ アクション No. 14 について

| | |
|--------|---------------|
| アクション名 | 大規模建築物の耐震化の促進 |
|--------|---------------|

ア. アクションの概要

平成25年改正の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断の結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁は報告内容を精査の上、その結果を建築物の用途ごとに一覧に取りまとめた上で公表することとされた。

本アクションは、この法律に基づき耐震診断の確実な実施を目指ただけで、静岡県独自のアクションではなく、期限までに完了している。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成28年度末実績 |
|---|------|---------------------|
| 建築物の耐震改修の促進に係る法律に基づく要緊急安全確認大規模建築物（395施設）の耐震診断の実施率 | 100% | 100% （平成27年度に達成） |

⑤ アクション No. 16 について

| | |
|--------|--------------------|
| アクション名 | 民間大規模建築物の天井脱落対策の促進 |
|--------|--------------------|

ア. アクションの概要

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井の脱落被害が多数生じたことを教訓に、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」の新規アクションに位置づけ、民間大規模建築物の天井脱落対策を促進している。

背景には、平成 26 年 4 月から建築基準法が改正され、既存建物については、法適合義務はないものの、天井が落下した場合の被害の重大性に鑑み、国からの技術的助言（平成 25 年 8 月）により、防災拠点や固定された客席を有する劇場などについて、新基準に適合する改修またはネット設置などによる落下防止措置を行うように、所有者に対して行政指導が求められたことによる。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|-------------------------|------|-------------|
| 固定客席を有する建築物等の特定天井の対策実施率 | 100% | 0% |

対象になるのは、平成 26 年の建築基準法改正前に建設された民間大規模建築物のうち、天井高 6 m 超かつ面積 200 m² 超の固定客席を有する建築物で、県内には、18 施設ある。

ウ. 進捗を促す方法

上記イのとおり、平成 28 年度末時点において、対策を実施している施設はない。所有者には法適合義務がなく、高額な改修費用（500 m² 程度で約 2,000 万円）が必要なうえに、最低 3 か月かかることされる改修期間中の営業補償もない。

県では、本アクションを進めるために、補助対象の要件を満たす経費を補助する制度を用意しているが、対象施設を所管する市町には補助制度が創設されていない。

また、県が所有する建築物で、本件同様に特定天井を有する施設に対する改修工事もほとんど進んでいない状況であり（I. 吊り天井落下防止対策事業費を参照）、民間の所有者に対して改修を求める説得力に欠けている。

⑥ アクション No. 17 について

| | |
|--------|--------------------------|
| アクション名 | 民間大規模建築物の既設エレベータの防災対策の促進 |
|--------|--------------------------|

ア. アクションの概要

本アクションでは、東日本大震災等において、エレベータで各種の事故や故障が生じたことを教訓に、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」の新規アクションに位置づけ、民間大規模建築物の既設エレベータの防災対策を促進している。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|----------------------|------|-------------|
| エレベータの防災対策改修に係る支援の実施 | 100% | 0% |

目標指標には「支援の実施」、数値目標は 100%とあり、防災対策改修工事の対象となるエレベータの所有者が改修工事を行う場合の支援を行う実施率を 100%にすることを目指しているように思えるが、担当課では、「支援の実施」を工事費用の一部を補助する制度を市町が創設することとして、助成制度を創設している市町の割合が 100%になることを目指している。

上表の目標指標のコメントは、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に記載されているものをそのまま引用しているが、このコメントだけから市町に助成制度を創設させることが目標だとは読み取ることは不可能である。

なお、県は、工事費用の 23%（国 11.5%、県 5.75%、市町 5.75%）を補助する制度を用意しているが、政令指定都市の静岡市と浜松市は県の助成対象外となる。また、対象となるエレベータは、静岡県内で、政令指定都市を除いて、約 1,700 台ある。

⑦ アクション No. 68 について

| | |
|--------|-------------------|
| アクション名 | 緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進 |
|--------|-------------------|

ア. アクションの概要

地震時における建築物の落下対象物（窓ガラス・外装材、屋外広告物等）の安全性を確保するため、緊急輸送路沿いの落下物対策を「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に位置づけ、

建築物の所有者に対して対策指導を働きかけている。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|---|------|-------------|
| 緊急輸送路・避難路沿い建築物等 (3,533 棟) の落下物対策の実施率 | 50% | 40.4% |

ウ. 目標指標の設定理由

目標指標は、平成 34 年度末に緊急輸送路・避難路沿い建築物等の 50% が落下物対策を実施していることを数値目標にしている。

県の立場としては、対象全てに対して対策の実施を求める以上、目標を 100% に設定せざるを得ないとするアクションが多い中で、本アクションについては、所有者への対策費用の補助制度もなく、現状の実績率からみても、現実的な目標設定といえる。

⑧ アクション No. 69 について

| | |
|--------|-----------------------|
| アクション名 | 緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進 |
|--------|-----------------------|

ア. アクションの概要

地震に対するブロック塀等の安全性を確保するため、緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化を「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に位置づけ、所有者に対する働きかけを行っている。

イ. アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|---------------------------------------|------|-------------|
| 緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀 (9,049 箇所) の耐震改修実施率 | 90% | 41.6% |

目標指標にある「耐震改修実施率」について、担当課では、平成 7・8 年度の緊急輸送路沿いのブロック塀等の実態調査と、平成 17 年度の追加調査により把握した改善が必要な箇所数 9,049 箇所のうち、改修工事（撤去のみを含む）が実施された率としている。

つまり、平成 17 年度に改修が必要であると把握されたものだけを母集団として追跡調査しているだけで、平成 18 年度以降の実態調査や、緊急輸送路等の見直しなどは反映されていない。

ウ. 目標指標の設定理由

数値目標の 90%は、住宅の耐震化率（アクション No. 1）に合わせたものである

（アクション No. 1 は、平成 29 年 2 月に 95%に改訂している）。

エ. 進捗を促す方法

県と市町が連携して、建築物防災週間において、所有者への直接訪問により、要改善個所について改修指導をしている。また、県自主防災活動推進大会等の防災イベントへの出展や、(公社)日本エクステリア建設協会と連携し、県民や施工者に対して、周知・啓発を実施する。その他に、ブロック塀等の撤去や改善を行う所有者に対して、補助を行う市町に対して助成する。

2 監査の内容

(1) 県による市町の審査状況の確認調査について

①調査の概要について

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業は、個人の住宅や民間事業者の所有する建築物の耐震改修に対して県と市町が助成するものであるが、市町が窓口になって、審査などを行っている。

県では、適正な事業執行を図るため、静岡県補助金等交付規則第 13 条に基づき、市町に提出される申請書や完了報告書等の内容について、市町が適切な審査を実施しているかどうかについて調査をしている。

調査は、毎年 7～8 月に行われるが、3 年間で全 35 市町を一巡するようにローテーションが組まれている。調査対象になった市町では、前回調査以降の 3 年分を調査することになる。

②直近 3 年間の調査の実施状況について

| | | |
|----------|-------|--|
| 平成 26 年度 | 12 市町 | 河津町、南伊豆町、伊東市、三島市、裾野市、長泉町、静岡市、焼津市、牧之原市、吉田町、川根本町、掛川市 |
|----------|-------|--|

| | | |
|----------|-------|--|
| 平成 27 年度 | 12 市町 | 松崎町、西伊豆町、沼津市、御殿場市、清水町、函南町、小山町、富士市、島田市、袋井市、森町、湖西市 |
| 平成 28 年度 | 11 市町 | 下田市、東伊豆町、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、富士宮市、藤枝市、磐田市、御前崎市、菊川市、浜松市 |

③ 県の調査での確認内容について

県の調査では、以下のポイントを確認することになっている。

- ・各市町の補助金交付要綱に記載されている添付図書等の有無
- ・工事写真の添付や工事内容の確認
- ・契約書や見積書から、補強工事費が適切かどうか
- ・高齢者世帯等の確認
- ・契約書や領収書及び工事写真から、工事時期や期間が適切かどうか 等

4つ目の項目に高齢者世帯等の確認とあるが、高齢者等にはより手厚い耐震補強の助成があるため、不正受給を防ぐためのチェックとして行われている。

④ 県の調査の結果について

市町に対する書類等の調査の結果、いずれの年度も「各市町において、審査が適切に実施されていることが認められた。」とした上で、県は市町に対して、個別に、主に次のような指摘・指導を行っている。

| 調査年度 (調査対象市町数) | 「メモ欄」の 活用不十分 | 専門家派遣まで 1ヶ月以上 かかっている | その他書類の 不備等 |
|---------------------|-----------------|----------------------------|---------------|
| 平成 26 年度 (12 市町) | 4 市町 | 1 市町 | 6 市町 |
| 平成 27 年度 (12 市町) | 4 市町 | 6 市町 | 8 市町 |
| 平成 28 年度 (11 市町) | 7 市町 | 5 市町 | 8 市町 |

ア. 「メモ欄」の活用について

「メモ欄」とは、「わが家の専門家診断事業」において、住民からの申し込みに応じて派遣された専門家（相談士）が、耐震診断の結果をまとめる「わが家の専門家診断説明報告書」の中にあるもの

で、申込者から受けた相談の内容や補強工事の意向や考えを記載する目的で設けられている。

相談士には、この「わが家の専門家診断説明報告書」の作成と市町への報告が義務付けられている。その中でも「メモ欄」は、申込者の家庭の状況や改修工事に対する考え方などを記録することで、耐震診断の次のステップである補強工事につながることを期待されているが、県の調査では、相談士によって「メモ欄」の記載にバラツキがあり、申込者の意向や考えの記載がほとんど無いものも見受けられる。

イ. 専門家の派遣までの期間について

県の調査では、「わが家の専門家診断事業」で、住民からの申込受付から専門家の派遣までに 1 ヶ月以上の間隔が空いているケースが検出された市町が、直近 3 年間で 12 市町あった。

住民の耐震化等への関心は、通常、耐震診断の申込を申請する時に最も高まっていて、その後、時間の経過とともに低くなるものと考えられるため、県も、申込受付から遅滞なく専門家を派遣することが住宅の耐震化を促進するために重要な要素であると考えている。

県としては、市町に対して、委託先（建築士会等）への専門家派遣要請を一定期間でまとめて行うのではなく、随時行うことなどを指導しているものの、現状、市町での具体的な管理方法までは把握していない。

(2) アクション別の監査の内容

①アクション No. 1（住宅の耐震化の促進）について

上記 2（1）において、市町の審査に対する調査状況を確認した。

②アクション No. 3（建築物の耐震性の確保）について

平成 26 年度に目標を達成しているので省略した。

③アクション No. 13（特定建築物の耐震化の促進）について

ア. 目標指標と実績集計について

本アクションでは、目標指標を「耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化率」としている。

実績集計では、その基礎になる、耐震性有の建築物の数は、下表のとおり、昭和 56 年 5 月以前の建築物で、耐震診断を実施してい

ないもの（d）について、推計を含めながら計算している。
（数字は、平成 28 年度末のもの）

（単位：棟）

| | | |
|-------------------------------------|--|-------------------|
| a | 昭和 56 年 6 月以降の建築物 | 9,247 |
| b | 昭和 56 年 5 月以前の建築物で、耐震診断を実施し、耐震性有とされたもの | 1,319 |
| c | 昭和 56 年 5 月以前の建築物で、耐震診断を実施し、耐震性無しとされ、耐震改修を行ったもの | 1,783 |
| 小計：a + b + c （特定建築物全体に占める割合） | | 12,349 (89.4%) |
| d | 昭和 56 年 5 月以前の建築物で、耐震診断を実施していないもののうち、耐震化有とされるもの（過去のデータなどから、約 10%と推計する） | 117 |
| 合計：a + b + c + d （特定建築物全体に占める割合） | | 12,466 (90.3%) |
| 耐震改修促進法に基づく特定建築物 総合計 | | 13,808 |

なお、上記の集計は、市町単位で行われていて、推計（d）を含まない小計では、県全体で 89.4%の実施率になっているが、80%を下回っている 7 市町あり、すべて伊豆地区に集中している。

④ アクション No. 14（大規模建築物の耐震化の促進）について

平成 26 年度に目標を達成しているので省略した。

⑤ アクション No. 16（民間大規模建築物の天井脱落対策の促進）について

平成 28 年度の実績がないので省略した。

⑥ アクション No. 17（民間大規模建築物の既設エレベータの防災対策の促進）について

平成 28 年度の実績がないので省略した。

⑦ アクション No. 68（緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進）について

ア. 実績率の算定について

本アクションでは、落下物の対策が必要とされる建築物のうち、

対策が実施された建築物の割合を実績率としている。しかし、分母になる、改善が必要とされる建築物の棟数は、平成7年に行われた調査データの数字を継続して使用していて、この20年間の緊急輸送路・避難路の見直しが全く反映されていない。

この点について、担当課へのヒアリングでは、平成7年に行ったような調査をやること自体に相当のコストと時間がかかってしまう一方、緊急輸送路や避難路を確保する対策を進めるうえでは、落下物よりも建築物そのものの倒壊を防ぐ耐震化を優先すべきであるという考えもあることから、本アクションの実績率の計算手続きは、改善された棟数の集計だけに簡略化させている、との回答を得ている。

⑧ アクション No. 69（緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進）について

ア. 実績率の算定について

本アクションでは、緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀の耐震改修実施率の算定において、平成7・8年度の緊急輸送路沿いのブロック塀等の実態調査と、平成17年度の追加調査により把握した改善が必要な箇所数9,049箇所のうち、改修工事（撤去のみを含む）が実施された率としている。つまり、平成17年度に改修が必要であると把握されたものだけを母集団として追跡調査しているだけで、平成18年度以降の実態調査や、緊急輸送路等の見直しなどは反映されていない。

3 監査の結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見

① 「わが家の専門家診断説明報告書」の「メモ欄」について

「わが家の専門家診断事業」は、住宅の耐震化を進めるうえで入り口になる制度であり、そこで申込者に直接会ってやり取りをした相談士が確認した情報を「わが家の専門家診断説明報告書」に記録することは、次のステップにつなげるために重要である。

その重要なやり取りを記録すべき「メモ欄」の活用が不十分なケースがあった市町が散見されるのであれば、「メモ欄」に何を記載すれ

ばいいのかわかりにくい形にするのではなく、確認すべき事項を具体的に列挙して、埋めていく形式に見直すべきである。そのうえで、相談士に対しても確認すべき事項を周知徹底するとともに、調査の際に、市町に対しても、十分な記載をしない相談士には業務委託しないように指導を行うべきである。

② 「わが家の専門家診断事業」における専門家の派遣期間の管理について

県は、市町の審査状況の調査で「わが家の専門家診断事業」における申し込みから専門家派遣までの期間が長いものがなかったかどうかを事後的にチェックしているが、各市町において、申し込みから専門家派遣までの期間をどのように管理しているのかについては踏み込んで確認していない。

市町では、形式は統一されていないものの、それぞれ「わが家の専門家診断事業」に関する台帳やリストを作成しているため、表計算ソフトで申し込みから一定期間経過しても専門家の派遣がない場合にはすぐにわかるような設定をすることや、申し込みから専門家派遣までの期間の集計をすることを指導していくことなどを検討すべきである。

さらに、相談士が少なく派遣までの期間がかかってしまう市町があれば、市町の単位ではなく、広域で相談士を融通する仕組みを構築するなどの検討も必要だと考える。

③ アクションの進め方と、目標指標や実績の見直しについて（アクション No. 68・69）

アクション No. 68（緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進）とアクション No. 69（緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進）では、実績の集計を厳密にやろうとすると、膨大な作業となってしまうため、実績率を算定する際の分母となる耐震化対策が必要とされる対象数として10年以上も前のデータを継続して使用している。

アクションそのものの実行ではなく、実績の集計に膨大な手間をかけるのは全く無意味であるが、アクションの趣旨を考えれば、緊急輸送路等が新たに追加された場合には、その道沿いの建築物については、落下物や耐震化の対策が必要なものがないかどうかのチェックは行われるべきである。そして、新たに対策が必要と認識された対象物などを数値目標や実績率の計算にも反映させていく必要がある。

F 商工業総合振興対策費

1 事業の概要

(1) 事業の概要

経済産業部商工業局商工振興課では、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」が策定される以前から、中小企業が事業継続計画（以下、「BCP」という。）を策定できるように県のBCPモデルプランを策定するとともに、これに携わる人材の育成や、情報提供などを通じて普及啓発事業を行ってきた。

普及啓発事業の具体的な取組には、商工団体や金融機関のセミナーでのBCPモデルプランの説明や、「BCP指導者養成講座」の開催、産学官で構成する「静岡県BCP研究会」の開催などがある。また、普及啓発事業の効果を図る意味で、平成21年度から1年おきにBCPの策定状況についてのアンケート調査を行ってきた。

一方、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」では、被災者の迅速な生活再建の支援をするためのアクションとして、事業所の事業継続の促進を掲げ、100人以上の事業所のBCP策定率を100%にすることを目標指標に設定している。

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| 平成24年度 | 61,107 | 59,101 | 2,006 | 96.7% |
| 平成25年度 | 59,350 | 57,918 | 1,432 | 97.6% |
| 平成26年度 | 56,173 | 54,876 | 1,297 | 97.7% |
| 平成27年度 | 52,037 | 48,885 | 3,152 | 93.9% |
| 平成28年度 | 54,644 | 49,938 | 4,706 | 91.4% |

実質、既存業務として行われているため、地震・津波対策の事業としての予算などは作成されていない。上記の金額は、本アクションを含む商工業総合振興対策費の事業全体に係るものである。

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|--------------|---------------|
| 156 | 事業所等の事業継続の促進 | 商工業局 商工振興課 |

(4) アクションの概要

① アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年 度末実績 |
|---------------------------------|------|-----------------|
| 事業所 (100 人以上) の事業継続計画 (BCP) 策定率 | 100% | 59.2% ※ |

※：1年おきにアンケート調査しており、直近の調査である平成27年度の数値になっている。

2 監査の内容

(1) 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」のメニューとする意義について

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」では、被災者の迅速な生活再建の支援をするためのアクションとして、事業所の事業継続の促進を掲げ、100人以上の事業所のBCP（事業継続計画）の策定率を100%にすることを目標指標に設定している。しかし、実質的には、担当課が従来から継続的に行っている中小企業へのBCPの普及啓発事業がそのままアクションプログラムのメニューに組み込まれただけに過ぎず、既存のBCPの普及啓発事業の延長として、新たに地震・津波への対策としての取組が追加されているわけでもない。

さらに、担当課がBCPの普及啓発事業において策定率の推移を注目しているのは50人以上の事業所であり、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」での目標指標の設定（100人）ともずれている。

結果として、アクションプログラムのメニューにすることによって、担当課にとっては実績報告のための事務作業が増えているだけのような状況にも見える。

しかし、アクションプログラム全体を取りまとめている、危機管理部危機対策課では、東日本大震災や熊本地震において、BCPの有無が事業の早期復旧に大きな影響を与えたと評価して、本アクションはメニューから外せないと考えている。

また、目標指標の事業所の規模は、アクションプログラムの趣旨や事業活動の社会的な影響の大きさを考慮して、50人以上ではなく100人以上と設定して、特に規模の大きい事業所に対してBCP策定の促進を図ろうとしている。

(2) 目標指標であるBCPの策定率の算定について

本アクションの目標指標であるBCPの策定率は、アンケート調査の結果に基づいている。

アンケートは、平成21年度から1年おきに行われており、直近では、平成27年度に実施されている。調査対象は、「地震・津波対策アクションプログラム2013」の目標指標にある100人以上の事業所に限定せずに、地域、業種、人的規模のバランスをみて1,000社を抽出し、郵送によって行われている。このうち、100人以上の事業所には約250社に郵送され、回答のあった125社中、BCPを策定中、策定済み、または防災計画等の一部として織り込んでいる、と回答した事業所は74社(59.2%)という結果であった。

また、策定率はアンケート調査の回答があったものを母集団にして計算しているが、アンケートに回答しない事業所よりも、回答する事業所の方がBCPへの関心が高く、実態よりも高めに算定されているものと考えられる。

3 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① アクションプログラムの目標指標の設定について

前述のとおり、本アクションでは、対象を100人以上の事業所としているが、担当課がBCPの普及啓発事業において策定率の推移を注目しているのは50人以上の事業所である。

担当課は、アンケート結果を事業所の人数別に集計しているのも、実績データを50人以上の事業所で集計するのも、100人以上の事業所で集計するのも、事務作業としてはそれほど負荷がかかるわけではないが、二重管理になってしまっている。

災害時の社会的な影響を考慮しながら、二重管理による無駄を減らすために基準を一元化させることが望ましい。

② アンケート調査について

BCPの策定状況については、危機管理部が4年に1回行っている企業防災実態調査のアンケートの中にも質問項目に含まれており、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要で

あると考える。

(B. 県民防災啓発強化事業費の3(2)④参照)。

G 県単独道路整備事業費

1 事業の概要

(1) 事業の概要

静岡県では、「減災」の考え方を踏まえ、避難所となる公共構築物や緊急輸送路等のライフラインの耐震対策、津波対策施設の整備など第4次地震被害想定において推計された被害を可能な限り減らすため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき地震・津波対策を推進し、安全・安心な生活基盤を確立することを推進している。

その一環として、大規模災害発生時に、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、緊急輸送路をはじめとした重要路線等にある橋梁の耐震対策を実施している。

対策として、平成24年度までは、阪神・淡路大震災を教訓とし、落橋等の重大な被害を防ぐため、緊急輸送路にある橋長15m以上かつ昭和55年の耐震基準より古い基準を適用した橋梁、及び鉄道・緊急輸送路を跨ぐ平成8年の耐震基準より古い基準を適用した橋梁を対象とし、優先的に対策を実施してきた。さらに、平成25年度からは、これらに加え、緊急輸送路にある橋長15m以上かつ平成8年の耐震基準より古い基準を適用した橋梁や、緊急輸送路以外で「交通量が多い」、「迂回路がない」、「100m以上の長大橋」などの重要路線等にある橋梁のうち、橋長15m以上かつ昭和55年の耐震基準より古い基準を適用した橋梁を対象として耐震対策を推進している。

県単独道路整備事業費のうち、道路施設震災対策事業では、対象橋梁の調査・設計及び1径間の橋梁の耐震対策（落橋防止システムの設置や支承の耐震対策等）工事を実施している。

平成28年度末の橋梁の耐震対策の進捗状況は以下のとおりである。

| 対象橋梁案件 | | 対象 橋梁数 | 架替等 別途対策 実施予定 橋梁数 | 耐震補強 実施 橋梁数 | 対策完了 | |
|-----------------|---------------|-----------|----------------------------|-------------------|---------|-----|
| | | | | | 平成28年度末 | |
| 路線の 位置付け | 適用 耐震基準 | | | | 完了数 | 完了率 |
| 緊急輸送路 | 昭和55年 より古い | 262 | 8 | 254 | 232 | 89% |
| 鉄道・緊急輸 送路を跨ぐ | 平成8年 より古い | 46 | — | 46 | 45 | 98% |
| 優先対策橋梁の計 | | 308 | 8 | 300 | 277 | 90% |

| | | | | | | |
|--------------------|---------------|-----|----|-----|-----|-----|
| 緊急輸送路 | 平成8年 より古い | 111 | 2 | 109 | 66 | 59% |
| その他 重要路線等 | 昭和55年 より古い | 157 | 2 | 155 | 20 | 13% |
| 平成25年度 対象拡大橋梁の計 | | 268 | 4 | 264 | 86 | 32% |
| 合計 | | 576 | 12 | 564 | 363 | 63% |

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|--------|---------|---------|----------|---------|
| 平成24年度 | 564,000 | 444,000 | △120,000 | 78.72% |
| 平成25年度 | 541,000 | 484,200 | △56,800 | 89.50% |
| 平成26年度 | 514,000 | 635,000 | 121,000 | 123.54% |
| 平成27年度 | 514,000 | 479,680 | △34,320 | 93.32% |
| 平成28年度 | 514,000 | 571,113 | 57,113 | 111.11% |

(注) 平成26年度と平成28年度に決算額が予算額を上回っているのは、決算額に前年度予算の繰越分を含むためである。

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|------------|--------------|
| 18 | 県管理橋梁の耐震対策 | 道路局 道路整備課 |

(4) アクションの概要

① アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成28年度末実績 |
|------------------------|------|-----------|
| 重要路線等にある橋梁(約570橋)の耐震化率 | 100% | 63% |

同アクションでは、平成34年度末に対象橋梁(約570橋)の耐震化率を100%とすることを目標としている。

平成28年度末時点での工事完了比率は上述のとおり63%(363橋)であるが、各年度の耐震対策を行う橋梁数の計画と実績の推移は以下のとおりである。

(単位：橋)

| 事業年度 | 計画値 (A) | | 実績値 (B) | | 達成率 (B/A) | |
|----------|------------|-----|------------|-----|--------------|------|
| | 単年度 | 累計 | 単年度 | 累計 | 単年度 | 累計 |
| 平成 24 年度 | | 260 | | 260 | | 100% |
| 平成 25 年度 | 28 | 288 | 21 | 281 | 75% | 98% |
| 平成 26 年度 | 37 | 325 | 28 | 309 | 76% | 95% |
| 平成 27 年度 | 33 | 358 | 20 | 329 | 61% | 92% |
| 平成 28 年度 | 31 | 389 | 34 | 363 | 110% | 93% |
| 平成 29 年度 | 31 | 420 | | | | |
| 平成 30 年度 | 32 | 452 | | | | |
| 平成 31 年度 | 31 | 483 | | | | |
| 平成 32 年度 | 31 | 514 | | | | |
| 平成 33 年度 | 31 | 545 | | | | |
| 平成 34 年度 | 31 | 576 | | | | |

事業の計画値と実績値を比較すると、平成 28 年度までの累計ベースで、26 橋の遅れが生じている。遅れの要因は、津波対策等について他の部局等との調整を要する橋梁が存在したことにより、政策的に工事を延期しているものがあることなどに起因している。

しかしながら、当初の予定どおり平成 34 年度末には対象橋梁の耐震対策を完了させる予定である。

② 目標指標の設定理由

想定される超広域災害では、近隣県が被災地域となるなど、災害応急対策を行うにあたっては、人的・物的資源が国、地方、民間を通じて絶対的に不足することが想定される。当該事業は、広域支援の円滑な受け入れ体制を整備するための一つのアクションである。平成 8 年の耐震基準より古い基準を適用した橋梁が阪神・淡路大震災や東日本大震災で倒壊や損傷した事実に基づき、耐震対策が必要な優先度の高い橋梁について、耐震対策を実施することとしている。

③ 効果検証の方法

静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 の目標指標である重要路線等にある橋梁の耐震化率について、毎事業年度の達成率を算定している。

2 監査の内容

(1) 橋梁の優先順位付けの方法について

橋梁の耐震対策については、対象数も多く、相応の期間と予算が必要であることから、10年間をかけて完了させるような計画となっている。しかし、自然災害はいつ発生するのかわからず、命を守るための対策であることから、担当課としては中立公平に対策を進めるため、特に耐震化が必要な橋梁から優先的に耐震化工事を行うように優先順位の付け方を明確にしたうえで、耐震化対策を推進している。

優先順位付けの条件は次のとおりである。

| 優先順位 | 条件 |
|------|--|
| i | 平成 8 年の耐震基準より古い基準を適用した鉄道を跨ぐ橋梁、緊急輸送路を跨ぐ橋梁 |
| ii | 緊急輸送路にある橋梁のうち昭和 55 年の耐震基準より古い基準を適用した橋梁 |
| iii | 緊急輸送路にある橋梁のうち平成 8 年の耐震基準より古い基準を適用した橋梁 |
| iv-1 | 昭和 55 年の耐震基準より古い基準を適用した橋長 100m 以上の長大橋 |
| iv-2 | 昭和 55 年の耐震基準より古い基準を適用した落橋時に孤立集落が発生する橋梁 |
| iv-3 | 昭和 55 年の耐震基準より古い基準を適用した交通量が多い (6,000 台/日以上) 橋梁 |
| v | 昭和 55 年の耐震基準より古い基準を適用した橋脚を有する橋梁 |

上表は、対象橋梁について優先度の高いものを上から並べたものである。i は落橋により他の構造物やインフラ施設への二次的被害につながった場合の影響の大きさ、ii、iii は緊急輸送路の確保の重要性 (年代によって 2 段階にしている)、iv は落橋時に社会的な影響が大きいこと、v は大規模地震時に被災の可能性が高いこと等から対象橋梁とし、優先順位を定めている。

実際は、現場環境 (河川管理者・地権者等との調整) や対策費の都合などにより優先順位どおりに進めることが困難である場合もあるが、基本的には、上記の優先順位に基づいて事業を進めている。

(2) 耐震対策の計画について

本アクションでは、平成34年度末までに約570橋の耐震対策を完了させることを目指しており、平成28年度末までに363橋の耐震対策が完了している。

今回の監査において、残りの橋梁に対して、どの橋梁を、どの事業年度に対策を実施するのかという橋梁別の計画の直近分と、事業開始当初の計画との対比をして、アクション全体の進捗状況を確認しようと考えたが、そもそも、事業当初も、事業開始から5年以上経過した現時点においても、橋梁毎の対策の計画が作成されていないことを確認した。

これについて、担当課からは、上記2(1)にも記述したように、優先度の高い条件の橋梁から、その中でも橋脚数の多い橋梁から耐震対策を進めているものの、現場環境(河川管理者や地権者等との調整)や対策費用の予算の制約などがあり、工事の順番を前後させなければならないことがあることから、これまでは具体的な全体計画を策定していないという回答を得ている。

10年という長期間にわたり、優先順位の高いものから対策を進めていき、確実に期限までに目標を達成しようとするのであれば、全体のスケジュール感を担当課内や関係者との間で共有するために、多少大雑把であっても、どの橋梁を、どの事業年度に対策を実施するのかという全体的な計画が必要ではないかと思われるが、本アクションについては、そこまでの計画は作らず事業が進められている。

(3) 入札関連手続きについて

平成28年度の事業について、入札関連資料(業者の指名、発注から完了検査、支払までの一連の流れの資料)を確認した。

監査の実施にあたり、入札関連資料が管轄する各土木事務所に保管されていることから、事業費の決算額を土木事務所別に集計し、最も金額が大きかった島田土木事務所の現地調査を行い、下記の金額上位10件を対象に選定した。

(単位：円)

| 管理番号 | 箇所番号 | 路線名 | 橋名 | 事業費の決算額 |
|------|---------|-----------|-------|------------|
| ① | 28D8317 | (国) 362号 | 平岩栈道橋 | 19,569,000 |
| ② | 28D8320 | (国) 362号 | 多良久保橋 | 19,301,000 |
| ③ | 28D8319 | (国) 362号 | 札堂橋 | 17,634,000 |
| ④ | 28D8318 | (国) 362号 | 柿間沢橋 | 16,849,000 |
| ⑤ | 28D8315 | (一) 島田岡部線 | 三軒家橋 | 14,000,000 |

| | | | | |
|---|---------|-------------|--------|-------------|
| ⑥ | 28D8310 | (一) 伊久美元島田線 | 伊太谷川橋 | 12,644,000 |
| ⑦ | 28D8314 | (国) 150号 | 新黒石橋 | 5,109,000 |
| ⑧ | 28D8316 | (国) 473号 | 西萩間高架橋 | 5,002,000 |
| ⑨ | 28D8312 | (主) 島田川根線 | 新丹原橋 | 4,056,000 |
| ⑩ | 28D8333 | (国) 473号 | 高橋 | 3,169,000 |
| | | | 合計 | 117,333,000 |

監査の対象として選定した事業の入札は、指名競争入札4件、制限付き一般競争入札6件である。予定価格に対する最低制限価格の割合は、事業概要が「支承の耐震対策」及び「落橋防止システムの設置」のものについては約87%、「調査・設計」のものについては約78%であった。また、入札結果として、予定価格に対する契約金額の割合は約94%～99%であった。

資料は適正に作成・ファイルされており、資料間の整合性も確認できた。

3 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 中長期的な事業の進捗管理について

上記1(4)①の計画実績対比表を見ても、平成25年度以降に追加的に行われてきている対策については、平成28年度末までの4年間の累計達成率は80%にとどまり、単年度ごとの達成率のブレを見れば、順調に進んでいるとは言い難い状況にある。

担当課は、当初の予定どおり平成34年度末までに対象橋梁の耐震対策を完了させる予定であるとしているが、今後の計画数についても、平成34年度までの年数に残りの数量を按分しているだけになっている。平成30年度からの5年間で残りの約200の橋梁について、確実に工事を完了させることを目指すのであれば、まず、計画の精度を高める必要がある。

本アクションでは、上記2(2)に記述したように、どの橋梁を、どの事業年度に対策を実施するのかという全体計画が作成されないまま事業が進められてきている。

また、上記2(1)の表にあるように、橋梁の優先順位をつける条

件は明確にしているものの、それぞれの条件グループの中での順位付けがされていないため、個々の橋梁をどのような順番で対策を実施する予定なのかが明確になっていない。

各年度の予算状況によって、計画実行の進捗が変わってしまうので、橋梁ごとに対策の予定時期まで計画することは実務上困難だとしても、橋梁ごとに対策の優先順位をつけてしまうことは可能である。橋梁ごとの対策の順位をつけることで、実際には、予算や関係者間の調整の状況によって、順番を前後させることがあっても、後回しにしている橋梁はどれなのか、また、全体の優先順位の中で、今年度どこまで完了して、来年度どのあたりまで完了させるべきなのか、という進捗状況を関係者間で共有しながら、現場環境に応じた計画の見直しや進捗管理をしていくべきである。

H 津波対策施設等整備事業費（海岸）

1 事業の概要

（1）事業の概要

静岡県は、震源域が近く津波の到達が早い沿岸部に人口・資産が集中しているため、海岸管理者の責務としてレベル1（※1）の津波を防ぐ対策を進めるとともに、レベル1を超えるレベル2（※2）の津波に対しても、被害の最小化を図れるよう、地域住民の合意などの条件が整った地域で、既存の防災林のかさ上げ・補強などによる「静岡モデル」の整備を推進している。

本事業は、こうした津波対策のうち、レベル1を超える津波への対策に関するものである。

取組の流れは、まず、21ある沿岸市町の全てに検討会を設置し、各市町の検討会において、津波防災に対する考え方や施設整備を行うための手法（事業主体、財源）などについて検討し、条件が整ったところから整備に着手していくというもので、現在、沿岸21市町のうち、8市町（浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、湖西市、焼津市及び吉田町）において整備及び計画策定が進められている。

このうち、最も取組が進んでいるのは浜松市であり、その背景には、平成24年6月に一条工務店グループから静岡県に対して300億円の寄付の申し出があり、浜松市も含めた三者基本合意に基づき、静岡県が防潮堤の整備を進めていることにある。

一方、浜松市以外の市町については、対策事業を進める主体は基本的に市町であり、海岸管理者としての責務を超える整備に対して、県は直接的な財政支援が困難であることから、県などが行う他事業との連携や公共事業から発生する土砂を防潮堤の整備に活用するなどにより市町を支援しているため、後述の1（2）の予算決算も浜松市の整備事業に関するものだけになっている。

※1：レベル1の地震・津波

静岡県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

※2：レベル2の地震・津波

内閣府により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あら

ゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|----------|-----------|-----------|----------|--------|
| 平成 24 年度 | — | — | — | — |
| 平成 25 年度 | 2,100,000 | 1,281,883 | △818,117 | 61.04% |
| 平成 26 年度 | 5,100,000 | 4,182,994 | △917,006 | 82.02% |
| 平成 27 年度 | 5,950,000 | 5,067,089 | △882,911 | 85.16% |
| 平成 28 年度 | 6,240,000 | 5,707,717 | △532,283 | 91.47% |

前述のとおり、上表は、浜松市沿岸域の防潮堤の整備事業にかかわるものだけになっている。

寄附者及び地元住民からは事業の早期完成を求められており、事業開始当初は、調査・設計・試験施工を同時平行で進めていたため、予算の執行率も低かった。その後、施工が進み、実績を踏まえることにより、地盤改良や公共残土の調達などの予測精度が向上したため、執行率が安定してきている。

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|--|--|
| 163 | 遠州灘沿岸及び駿河海岸における、沿岸各地域の地形等の特性を活かしてレベル 1 を超える津波に対する安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進 | 交通基盤部政策監 河川企画課 港湾企画課 道路整備課 森林保全課 |

(4) アクションの概要

① アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|---------------------------------|-----------------|----------------|
| 静岡モデルによる津波対策施設の整備率 (56.7 km) | 55% (31.7km) | 15% (8.8km) |

② 目標指標の設定理由

本アクションでは、市町別に設定された計画の積み上げによって、数値目標を 55% に設定している。(後述 2 (1) 参照)。

2 監査の内容

(1) アクションの目標指標と実績率について

本事業・本アクションは、21 の沿岸市町のうち条件が整った地域においてレベル1 を超える津波対策が行われることをめざすもので、県の取組としては、基本的に各市町が進める津波対策を支援していくというものである。

しかし、浜松市沿岸部については、県が多額の寄付を受けて整備に取り組むことになったため、県としての取組み方も、対策事業の進捗スピードも、他の市町への対策支援とは大きく異なっている。

アクションプログラムの目標指標は、あくまでも、静岡県全体での「静岡モデル」の整備として設定しているため、浜松市も含めて数値目標や実績が算出されている。しかし、上述のとおり、浜松市とそれ以外の市町では大きな差があるので、かえって取組の実態がわかりにくくなってしまっている。市町別の「静岡モデル」の整備への取組状況（平成28年度末までの実績）を市町別にまとめると、次表のとおりである。

(単位: km)

| 市町 | 静岡モデルの対象区域 | 平成34年度までの実施目標 ※ | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 |
|-------|------------|-----------------|--------------|--------------|
| 浜松市 | 17.5 | 17.5 (100%) | 3.6 (20%) | 6.4 (37%) |
| 浜松市以外 | 39.2 | 14.3 (36%) | 1.4 (4%) | 2.4 (6%) |
| 湖西市 | 0.9 | 計画策定中 | — | — |
| 磐田市 | 11.0 | 4.3 | — | 0.4 |
| 袋井市 | 5.3 | 3.8 | 0.1 | 0.3 |
| 掛川市 | 9.0 | 4.4 | 0.2 | 0.4 |
| 御前崎市 | 1.8 | 1.8 | 1.1 | 1.3 |
| 牧之原市 | 検討中 | 検討中 | — | — |
| 吉田町 | 3.9 | 計画策定中 | — | — |
| 焼津市 | 7.3 | 計画策定中 | — | — |
| 合計 | 56.7 | 31.8 (55%) | 5.0 (9%) | 8.8 (15%) |

※：浜松市は平成31年度末の完成を目標にしている。

(2) 浜松市沿岸域の事業の取組状況

浜松市沿岸域の防潮堤は、浜名湖今切口から天竜川までの沿岸 17.5km の区間を対象に、標高 13m で整備をしていくもので、平成 31 年度末の完成を目標としている。

平成 24 年 6 月に、寄附者である一条工務店グループ、海岸・保安林等の管理者である静岡県、地元の浜松市による三者基本合意が締結され、それ以降、三者協議を重ねながら、ルートや構造などについて検討を進め、平成 26 年 3 月から本体施工に着手している。

平成 28 年度までに 14.9km (全体の 85.1%) で整備を進め、このうち 6.4km (全体の 36.5%) で防潮堤本体が竣工した。平成 29 年度は、残区間のうち、五島工区及び中田島工区の C S G 製造プラント撤去地において本体工事に着手する予定であり、年度末には全体延長の約 50% で標高 13m の防潮堤本体が竣工する見込みである。

浜松市では、一条工務店グループからの寄附の他に、浜松商工会議所、企業、市民から 13 億円を超える寄附金も集まっており、他の地域に先駆けた事業が推進できている。

(3) 入札関連手続きについて (浜松市沿岸域の防潮堤)

浜松市沿岸域の防潮堤の整備事業について、入札関連資料 (業者の指名、発注から完了検収、支払までの一連の流れの資料) を確認した。

監査の実施にあたっては、平成 28 年度末の工事明細表から、下記の、名寄せ後の最終契約額の上位 10 件の工事を対象に選定した。

(単位:円)

| 管理番号 | 事業名及び種別 | 施行箇所 | 最終契約額 | 平成 28 年度支出済額 |
|------|---------|-------|----------------|---------------|
| ① | 浜松篠原海岸 | 浜松市西区 | 947,922,000 | 256,902,000 |
| ② | 浜松篠原海岸 | 浜松市南区 | 3,510,438,000 | 446,000,000 |
| ③ | 浜松市沿岸域 | 浜松市南区 | 1,960,668,000 | 1,023,016,000 |
| ④ | 浜松市沿岸域 | 浜松市南区 | 988,268,158 | 653,110,158 |
| ⑤ | 浜松市沿岸域 | 浜松市西区 | 3,623,578,000 | 721,000,000 |
| ⑥ | 浜松市沿岸域 | 浜松市西区 | 1,187,654,000 | 519,000,000 |
| ⑦ | 浜松市沿岸域 | 浜松市南区 | 1,019,584,000 | 329,000,000 |
| ⑧ | 浜松市沿岸域 | 浜松市西区 | 2,552,830,000 | 200,000,000 |
| ⑨ | 浜松市沿岸域 | 浜松市南区 | 3,480,516,000 | 280,000,000 |
| ⑩ | 浜松市沿岸域 | 浜松市南区 | 1,545,480,000 | 199,900,000 |
| 小計 | | | 20,822,938,158 | 4,627,928,158 |

| | | |
|----|----------------|---------------|
| 合計 | 22,460,087,598 | 5,694,001,598 |
|----|----------------|---------------|

監査の対象として選定した事業の入札は、いずれも総合評価方式である。予定価格に対する調査基準価格の割合は、平成25年度から平成27年度のものについては約76%、平成28年度のものについては約90%であった。また、入札結果として、予定価格に対する契約金額の割合は約98%～99%であった。また、④については、業者からの要請により、物価スライドの調整が行われていた。

資料は適正に作成・ファイルされており、資料間の整合性も確認できた。

3 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 「静岡モデル」の今後の推進について

東日本大震災以降、地震被害想定が大きく見直され、レベル1の津波への対策が進められている一方で、さらにレベル1を超えるレベル2の津波に対しても、被害の最小化を目指す「静岡モデル」は、非常に重要な取組である。

しかし、「静岡モデル」の現在の進捗状況は、2(1)の表のとおり、21の沿岸市町の全てにおいて取り組まれているわけではなく、資金的にも地形的にも条件が揃った浜松市沿岸部等で進んでいる、というのが実情である。浜松市沿岸部での工事は、寄付者の意向もあって急ピッチで進められており、平成31年度末には完成する予定なので、それまでは県全体で本アクションが進捗しているような実績が示されるだろうが、今のままでは、平成32年度以降は、主には予算の問題から、一気に進捗がスローダウンしてしまうことが予想される。

もともと、本アクションは、21の沿岸市町の全てに「静岡モデル」の検討会を設置することを目指すところからスタートし、それが実現し、次のステップとして「静岡モデル」としての具体的な対策工事を推進していくことに目標設定が見直されたものである。しかし、上述のとおり、例外的に条件が揃った浜松市等での工事だけが先行してしまっていて、県全体としては、具体的な対策工事の推進という段階には届いていない市町が多いなかで、目標設定が、検討会の設置から一気に対策工事の推進に飛躍してしまっている感がある。今後、言葉通り

「静岡（県の）モデル」として推進していくためには、県として、前段階の条件整備のための市町への支援をもっと具体的に検討したり、予算化をしていく必要があると考える。

前段階の条件整備としては、資金確保のための寄付や対策工事への理解や協力を得る意味でも、まずは、「静岡モデル」への住民・県民の関心を高めることが重要である。その点、県のホームページにも「静岡モデル」の推進についての簡単な説明がされているが、見る側に、自分たちの問題として何か協力しなければならない、と考えさせるようなメッセージが伝わってくるものにはなっていない。

発生頻度は極めて低いものの、ひとたび発生すれば、甚大な被害が出ることで予想されるレベル2の津波への対策については、沿岸部の地形や利用状況などによって、できる対策、できない対策も分かれ、また、津波の侵入を防ぐことに重点を置くのか、津波から逃げることに重点を置くのか、という考え方についても市町によって分かれることが考えられる。住民に対して、静岡県全体の「静岡モデル」の取組の中で、自分たちが住む市町には、どのような特性や対策を進めるうえでの障害があつて、それによって、どのような対策が講じられているのか、その対策がどの程度進んでいるのか、など、他の市町と比較しながら理解を深めてもらい、当事者意識を高めていけるような情報提供を行うことを検討すべきである。

I 吊り天井落下防止対策事業費

1 事業の概要

(1) 事業の概要

平成 23 年 3 月の東日本大震災において吊り天井の崩落被害が 2,000 件にも及んだことを受け、建築基準法が改正され、平成 26 年 4 月から「特定天井」の脱落対策を含む新基準が新設された。なお、「特定天井」とは、高さ 6 m 超、面積 200 m² 超、質量 2 kg/m² 超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているものとされる（国土交通省告示第 771 号）。

ただし、建築基準法は、改正前の建築物に対して遡及的に新しい基準を満たすことを強制する効力はなく、今後、改修などが行われる際に、新しい基準を満たすことを求めるにとどまる。しかしながら、天井の落下事故は大きな事故につながりかねないので、国土交通省も平成 25 年 10 月に「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」をまとめ、防災拠点施設などの特に早急に改善すべき建築物には改修の行政指導を行うことを求め、交付金の活用による改修費用の支援にも動いている。

静岡県では、公共建築物の地震対策の一環として、特定天井の脱落対策を「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に位置付け、平成 34 年までに、建築基準法の改正により既存不適格となった 25 施設 40 室の全てを改修することとしている。

なお、平成 25 年 7 月に特定天井の 1 つである富士水泳場の天井脱落事故があり、国土交通省の原因調査の結果をもとに、平成 25 年 9 月補正予算により既存の県有建築物（25 施設 40 室）全てに対して特定天井の劣化・損傷調査を行った。調査の結果、11 施設 13 室で劣化・損傷が確認され、うち 10 施設 12 室については、平成 27 年度までに修繕工事が完了し、残り 1 施設 1 室についても平成 29 年度中に修繕工事が予定されている。

上記の劣化・損傷調査による修繕工事は、あくまでも劣化・損傷に対する措置であり、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」における特定天井の脱落対策は、改正された建築基準法の既存不適格を解消するために行うことを目指している。その改修方法としては、①既存の天井を撤去する、②既存の天井を撤去して新しい天井を設置する、③既存の天井の落下防止工事をする、の 3 つの方法があり、それぞれの

室の用途や天井の特性にあわせて選択されることになる。

また、対象となる既存の県有建築物（25 施設 40 室）については、それぞれ施設管理所管課があり、施設管理所管課は改修方針に基づき、今後の方針（改修方法や実施時期）を決定している。

平成 29 年 8 月時点の施設管理所管課別の改修方針は、次のとおりである。

(単位：室)

| 改修方法 | 施設管理所管課 | | | 計 |
|---------|---------|-------|--------|--------|
| | 知事部局 | 警察本部 | 教育委員会 | |
| ① 撤去 | 7 (0) | — | 5 (5) | 12 (5) |
| ② 撤去+新設 | 17 (1) | — | — | 17 (1) |
| ③ 落下防止 | 1 (0) | 1 (0) | 9 (0) | 11 (0) |
| 計 | 25 (1) | 1 (0) | 14 (5) | 40 (6) |

※：() 内は、工事済み、または、工事着工済みの内数

(2) 事業の予算決算の状況

(単位：千円)

| 年度 | 最終予算 | 決算額 | 差額 | 執行率 |
|----------|---------|---------|--------|-------|
| 平成 24 年度 | — | — | — | — |
| 平成 25 年度 | — | — | — | — |
| 平成 26 年度 | 149,302 | 143,512 | △5,790 | 96.1% |
| 平成 27 年度 | 72,891 | 66,293 | △6,598 | 90.9% |
| 平成 28 年度 | — | — | — | — |

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 との関係

| No. | アクション名 | 担当局課 |
|-----|---------------------|---|
| 15 | 県有建築物の吊り天井脱落防止対策の推進 | 財務局営繕企画課 各施設管理所管課 (知事部局、警察本部、教育委員会) |

(4) アクションの概要

① アクションの目標指標等

| 目標指標 | 数値目標 | 平成 28 年度末実績 |
|---------------------------------------|------------------------|-------------|
| 特定天井を有する施設 (25 施設 40 室) における対策の実施率 ※1 | 知事部局 100% (25 室) | 4% (1 室) |

| | | | |
|--|-------|----------------|---------------------|
| | 警察本部 | 100% (1 室) | 0% (0 室) |
| | 教育委員会 | 100% (14 室) | 35% (5 室) ※ 2 |
| | 計 | 100% (40 室) | 15% (6 室) |

※ 1 : 公表されている「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」では、目標指標が 41 室になっているが、平成 27 年度に、うち 1 室について特定天井に該当しないことが判明した。

※ 2 : 教育委員会は、5 室については必要な改修を完了し、残りの 9 室についても、応急対策を行っているが、上表では、応急対策の実績率を合理的に算定できないので、実績には含めていない。

② 目標指標の設定理由

建築基準法の改正により既存不適格となった 25 施設 40 室の全てを改修するため

2 監査の内容

(1) 調査対象について

本アクションの平成 28 年度末時点の実績状況は、上記の 1 (4) ①のとおり、施設管理所管課別にみると、知事部局が対象 25 室に対して完了実績 1 室、警察本部が対象 1 室に対して完了実績ゼロ、教育委員会が対象 14 室に対して完了実績 5 室となっている。

教育委員会は、静岡県の「地震・津波対策アクションプログラム 2013」とは別に、文部科学省からの指導によって早急な対応を求められたことから、完了していない残りの 9 室についても平成 26 年度中に応急補強を行っている。

これらの進捗状況を鑑み、最も取組が進んでいる教育委員会に絞って実施状況を確認した。

(2) 教育委員会の取組状況について

教育委員会は、本アクションの対象となる 11 施設 14 室の対策を担当し、平成 27 年度までに 5 室については必要な改修を完了し、残りの 9 室についても応急対策を行っていて、他の施設管理所管課よりも取組が進んでいる。

この背景には、文部科学省が体育館等の天井落下事故から子供たちの命を守るために、前述の建築基準法の改正や国土交通省の動きに先行する形で、平成24年9月に、全国の学校設置者に対して学校施設の天井等の点検や対策の指導を行ったことに対応した結果である。文部科学省の求めた点検は、実際に落下事故のあったケースで確認された天井吊り金具の劣化などの確認が中心であり、必ずしも建築基準法での構造計算上の強度確認というものではないが、現場では、点検やその後の対策の検討により、いち早く、何らかの対策を講じることが重要であるという意識の醸成につながったものと言える。

実際に行われた対策は、天井を取り外してしまっても施設の機能が損なわれない5室については、天井を取り外すことで新しい建築基準法でも通用する改修を完了させている。残りの9室については、音響や温熱への影響から天井を取り外すことが難しいため、吊り天井をワイヤーで繋ぐなどの応急的な落下防止措置を行っている。この応急的な措置は新しい建築基準法の基準を満たすものではないため、今後、追加の対策を行う必要がある。

(3) 今後の追加の対策について

今後、応急的な落下防止措置にとどめている9室に対する追加の対策は、現在、平成34年度末には完了するという目標があるだけで、どの施設を、どのタイミングで工事するのか、という具体的な実施計画が策定されていないだけでなく、実施する順番も決められていない。

今後の実施計画や順番が具体的に決まっていないことについて、教育委員会は次の4つの理由を挙げている。

- ① 教育委員会としては、応急的な落下防止措置によって、一定の安全性が担保されているという認識をもっている。
- ② 学校の建築物については本件の天井落下防止だけではなく、校舎や体育館の老朽化対策を進めるうえで建て替えのタイミングも考慮する必要があり、本件の天井落下防止対策だけを切り出して進めていくことは難しい。
- ③ 今後、学校施設の躯体の建替え・改修を優先して進めていき、9室の特定天井の追加の対策は、計画の最終年度である平成34年度に同時に実施することを考えている。
- ④ 吊り天井の落下防止対策の方法は、いろいろ考案されてきているため、平成33年度までに、工事期間やコストなどの面で最適な工法を選ぶ。

(4) 学校関係者に対する周知について

応急的な落下防止措置にとどめている施設については、災害発生時の避難誘導を誤ることがないように、応急的な措置では新しい建築基準法の基準を満たしていないことを学校関係者に周知しておく必要がある。しかし、今回の教育委員会へのヒアリングでは、学校側も応急的な措置であることを当然認識しているであろうという曖昧な認識にとどまっており、確実に周知徹底しているという回答は得られなかった。

3 監査の結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 今後の進め方について

本アクションは、知事部局、警察本部、教育委員会の3つの施設管理所管課の取組がひとまとめにされているが、1(4)①の表のとおり、担当課別の対応状況を見ても、全体として進捗が遅いと言わざるを得ない。

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」には、民間の事業者が所有する建築物の特定天井に対する改修対策（E. プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 アクション No.16 を参照）もあるが、民間の事業者に対して改修を求める前に、県の取組や具体的な実施計画を示さなければ、説得力に欠けてしまう。

最も進んでいる教育委員会については、すぐにできそうな撤去工事や応急的な落下防止措置を実施したことは評価できる。しかし、その後の追加対策については、学校施設の躯体の建替え・改修を優先して進めた後で、平成34年度にまとめて実施することを考えているとのことであるが、前提となる躯体の建替え・改修計画が明確になっていない。人命を守るための対策であり、施設管理所管課として中立公平に対策を進めるためには、対外的にも説明可能な順位づけの考え方を検討したうえで、躯体の建替え・改修計画を明確にする必要があると考える。

② 施設関係者への情報伝達の徹底について

1(1)に既述したとおり、建築基準法は、改正前の建築物に対して遡及的に新しい基準を満たすことを強制する効力はなく、今後、改修

などが行われる際に、新しい基準を満たすことを求めるにとどまる（基準不適合）。

本アクションは、人命を守るための対策として、法的な取り扱いを超えて、既存不適合となった特定天井に対して改修工事を進めているということもあって、教育委員会でも、学校や施設の職員への情報伝達については、あまり意識されてこなかった。

しかし、建築基準法の範囲は広く、全ての領域に対して本件のように改修を進めるのは、現実的には難しく、防災上は、十分な改修工事ができていない部分や危険な箇所がどうしても残ってしまうことを前提に考える必要がある。

この点、施設管理所管課に期待される役割としては、本件のように既存不適合や老朽化した部分の改修工事を進めることも重要であるが、防災上、注意すべき箇所があれば、そのことを現場の施設職員たちに正しく理解させることの方が、現場における日常の防災対策としてはむしろ重要ではないかと考える。

各学校・施設において防災担当者が異動や退職で変わることで、後任者への引継ぎは日常業務に関する事項が中心で本件のような内容は引継ぎから漏れやすいことなどを考慮すれば、施設管理所管課から各施設の防災担当者に対して、定期的に、情報発信することと、各学校・施設内での職員への周知の指導を徹底すべきである。

第5 結び

今年度の監査のテーマは、「防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について」であるが、静岡県が取り組んでいる防災・減災事業は、その内容も、対象範囲も、非常に多岐にわたっており、これらを網羅的に策定された「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」（平成 29 年 2 月改訂版）（以下、「本プログラム」とする。）をベースに、監査を進めることになった。

本プログラムは、176 のプログラムメニューが掲げられているが、これらは、県が実施主体になっている対策だけではなく、国や市町、さらに、県民や民間事業所が実施主体になり、県がそれらの対策を支援するというものも多く含まれている。これは、本プログラムが、静岡県全体の取組をわかりやすく見える化させることを目的に策定されたからであるが、防災・減災対策には、幅広い分野において、県民、民間事業所、国・県・市町などが、それぞれの果たすべき役割を担いながら、連携を図っていくことが非常に重要であることを示している。これは、県内部においても、様々な部局が、日常業務における縦割りの業務分担を超えて、防災・減災対策のためにオール静岡として取り組んでいくことが求められることに他ならない。

今回の監査を通じて、最も強く感じたことは、同じ静岡県であっても、市町によって、地形や産業、人口構成、財政力などが異なり、できる対策、できない対策も分かれ、そのことを住民がしっかり理解し、それぞれの市町にとって最適な対策を選んでいかなければいけない、ということであった。本プログラムの個々のアクションにおいても、すでに市町によって進捗に差が出ているものもあり、今後、例えば、津波対策として、津波の侵入を防ぐことに重点を置くのか、津波から逃げることに重点を置くのかという防災・減災に対する基本的な考え方も市町によって、はっきり分かれていくような動きも見え始めている。こうした動きの中で、県に求められる役割も、全県一律な対策を進めるのではなく、各市町の考え方や状況に合わせた支援や施策を進めることや、各市町の考え方の違いや対策の進捗状況を比較できるように、県民に情報提供をしていくことなど、より細やかな対応が求められていくように思う。

私たちの包括外部監査と並行して、県でも、平成 29 年 8 月に「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議が設置された。本プログラムが策定されてから 4 年が経過し、平成 28 年度末までの進捗状況を確認し、進捗が遅れているアクションなどに対して、見直しが行われようとしているが、静岡県の防災・減災対策を見直すべきタイミングにある、という視点は一致していたのではないかと思われる。今回の包括外部監査が、今後の防災・減災対策の更なる推進に役立てば幸いである。

<監査結果一覧>

A. 「静岡県地震・津波対策アクション・プログラム 2013」全体について

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|--------------------------|--|
| 意見 | ① 目標指標の設定について [危機政策課] | <p>本プログラムにおいては、同じようなアクションにもかかわらず、担当課によって目標指標の設定が異なるケースがある。</p> <p>これは、担当課によって本プログラムの位置づけや趣旨に対する理解が異なっていて、目標指標の設定に違いが生じているものと考え。今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討を行うにあたり、あわせて検討していくことが必要だと考える。</p> |
| 意見 | ② 実績の集計について [危機政策課] | <p>本プログラムでは、アクション別に、目標指標と数値目標に並んで平成 27 年度末の実績も示されている。</p> <p>この実績の集計について、一部推計値を実績として開示しているケースもあった。</p> <p>本プログラムを取りまとめる際に、危機政策課が各担当課に対して実績の計算に推計値が含まれているかどうかを確認し、含まれているという回答があったアクションについては、推計値の客観性や合理性の検証をすることが必要である。</p> <p>また、実績の集計については、厳密に基礎データの集計をやれば、それ自体が膨大な作業となってしまうため、簡便的に 10 年以上も前のデータが継続して使用しているケースもあった。本プログラムでは、そのことについては特に説明もされていないので、公表されている実績データについて誤解を与える恐れがある。</p> <p>今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討とあわせて、必要に応じて実績集計の方法についても見直すのが望ましいと考える。</p> |

| | | |
|----|--------------------------|---|
| 意見 | ③ 市町レベルの情報の開示 [危機政策課] | <p>個別に担当課へのヒアリングを行ったアクションについて、市町別のデータを見る機会もあり、同じ静岡県でも、市町によって、地形や特性、年齢構成、財政力などの違いもあって、防災への考え方や取組状況は一様ではないという印象を強く受けた。</p> <p>本プログラムは、県全体の取組状況がまとめられているが、個々の県民にとっては、県全体の状況よりも、自分たちが生活している市町の状況の方が、より身近な問題である。</p> <p>各市町のホームページや広報でも、個別に地震・津波対策の情報を探すことはできるが、全35市町の状況を一覧にすることで他の市町との比較から、自分たちが生活している市町への理解がより深まるのではないかと考える。</p> <p>今後、本プログラムの176のアクションの中で、特に重要性や緊急性が高いものについては、数値目標と実績に関する基礎データを市町別一覧にして開示することを検討すべきである。</p> |
|----|--------------------------|---|

B. 県民防災啓発強化事業費

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|---|--|
| 意見 | ① 目標設定の曖昧さについて (アクション No. 2) [危機情報課] | <p>本アクションでは、目標指標の実績をアンケートによる県民意識調査で確認している。そのなかで、家具類の固定化が大部分できているかどうかの判断は回答者に委ねられているが、大部分かどうかの判断についての説明は特に行われていない。</p> <p>判断のポイントとなる事項や最低限クリアすべきもの(例えば、寝室の家具、食器棚、テレビなど)についての説明やチェックリストを加えることで回答者の視点やレベル感が定まりやすくなるかと考える。</p> |
| 意見 | ② 地震防災センターによる情報発信について (アクション No. 112) [危機情報課] | <p>地震防災センターは静岡市にあり、県東部や県西部の人には利用しづらい面がある。センターの展示品や体験装置の一部を一定の期間、東部地区や西部地区に移動できるような仕組みを積極的に検討して利用者の拡大を図ることを検討すべきである。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 意見 | <p>③ 事業所の地震防災応急計画の策定の促進について (アクション No. 129) [危機情報課]</p> | <p>特別措置法の立法趣旨から考えると、地震防災応急計画の作成・届出をしていない事業者に対しては、県から強く対応を求める必要があると考える。しかし、対象となる施設・事業によって県内部の所管が分かれていて、全体の取りまとめができていないので、知事による勧告や公表といった特別措置法の仕組みが十分に機能していないと思われる。</p> <p>また、「地震・津波対策アクションプログラム」での本アクションは、危機管理部危機情報課が担当になっているが、危機情報課は各所管課から計画の届出状況の情報を収集しデータを集計しているにすぎない。</p> <p>アクション(をするための)プログラムとしてメニューに加えて、計画の策定率を100%にすることを目標に掲げるのであれば、危機情報課が履行義務を果たしていない事業者が多い所管課に対して改善策を求めることや、知事による勧告や公表の検討などの全体の取りまとめを積極的に行うべきである。</p> |
| 意見 | <p>④ アンケート調査の内容の重複について (アクション No. 148) [危機情報課]</p> | <p>本アクションでは、目標の達成状況を4年に1回行われる企業防災実態調査の結果で確認しているが、そのアンケートの中にはBCP(事業継続計画)の策定状況についても含まれている。</p> <p>BCPの策定状況については、アクション No. 156で、経済産業部商工振興課も事業者に対するアンケート調査を1年おきに行っていることを確認しているが、アンケート調査は連携していることはなく、独自に実施している。</p> <p>アンケート調査自体は、直接的にBCP(事業継続計画)の策定を促進させるものではなく、発送コストや回答の集計事務工数もかかるので、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要であると考えられる。</p> |

C. 緊急地震・津波対策等交付金

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|---|--|
| 意見 | ① 「成果指標調」の公表について [危機政策課] | <p>危機政策課では、各市町における交付金対象事業の進捗管理のために、「市町AP進捗確認票」の中から特に重要な4項目（ア.津波避難施設の空白域の解消、イ.安全対策完了、ウ.救護施設機材整備、エ.救命救助用資機材装備）について、市町別の実績状況をまとめた「成果指標調」を作成し、市町にも提示している。</p> <p>この「成果指標調」を見ると、市町によって、実績にかなりのばらつきがあることが確認できる。県のホームページで公表されている「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の中で、平成27年度末の目標指標の実績が記載されているが、市町別のデータは公表されていない。</p> <p>命にかかわる事業への取り組みについては、住民にとって、県全体のデータよりも、自分たちが住む市町のデータの方が重要である。また、本来、市町が進めるべき事業に対して、県が交付金を出す趣旨を考えれば、県としても、もっと積極的に交付金を活用して、事業を進めることを市町に求めるためにも、市町別データの公表をする必要があると考える。</p> |
| 意見 | ② 県民意識調査の結果の市町への伝達について (アクションNo.37) [危機情報課] | <p>アクションNo.37は、県民意識調査で、自分が住んでいる家は警戒宣言が発せられたときに避難が必要かどうかを知っている人の割合が100%になることを目標指標に掲げている。</p> <p>県民意識調査のアンケートは、回答者が、どこの市町の人なのかはわかるようになっているが、これまで、アンケート結果を市町にフィードバックしていなかった。</p> <p>本アクションに関しては、住民に対して、直接、警戒宣言が発せられたときに避難が必要な地域かどうかの啓発を行うのは、市町（あるいは自主防災組織）であることを考えると、アンケート結果を市町にフィードバックするべきである。</p> |
| 意見 | ③ 実績確認の方法の見直しに | <p>アクションNo.39は、津波浸水区域内にあるすべての自主防災組織が津波避難訓練を実施することを</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>ついて (アクション No. 39) [危機情報課]</p> | <p>目指し、4年に1度、県内の自主防災組織すべて(約5,000)を対象に行われる自主防実態調査のアンケート結果から訓練の実施状況を確認しているが、以下の点で、見直しが必要であると考える。</p> <p>ア. 訓練の実施状況の確認方法</p> <p>津波浸水区域内にある自主防災組織の状況を確認するのに、5,000もある県内すべての自主防災組織を対象にしたアンケート調査から確認するのは非常に非効率である。自主防災組織ではなく、21の沿岸市町に確認すれば足りるはずである。</p> <p>イ. 訓練の実施率の算定方法</p> <p>訓練の実施率は、訓練を行うべき自主防災組織の数を分母に、そのうち訓練を実施している自主防災組織の数を分子にして算出すべきであるが、アンケートに回答がなかった自主防災組織の数を分母から外している。また、訓練を行うべき自主防災組織に沿岸市町のすべての自主防災組織を集計してしまっていて、津波浸水区域以外にあるものをかなり含めてしまっている。</p> <p>ウ. 市町への結果のフィードバック</p> <p>平成28年度の自主防実態調査のアンケート結果は、未回答率が16%あった。自主防実態調査をより有効に活用するためには、回答の有無も含めて、調査結果を各市町にフィードバックして、市町で是正措置を図れる仕組みに変えるべきである。</p> |
| 意見 | <p>④ 目標指標の設定方法の見直しについて</p> <p>(アクション No. 95・149) [危機政策課]</p> | <p>アクションNo.95は、市町が進める同報無線の子局の設置を交付金によって促進させるものであるが、目標指標を、県全体の人口から1基あたり200世帯と単純に割り返して設定している。交付金事業は市町が進める事業を県がバックアップするものなのだから、35の市町に対して、市町が必要と考える子局の数と現在の数を確認していけば、各市町におけるカバー状況や、今後、必要な交付金も正確にも把握できるはずである。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>(アクション No. 86) [消防保安課]</p> <p>(アクション No. 174) [健康福祉部 管理局政策監]</p> | <p>また、アクション No. 149 (市町の緊急物資の備蓄)でも、県の設定する目標数は市町の考える必要数の積み上げと一致していない。県の計算では、平成 28 年度末の実績率が 100%に達しているが、市町の考える必要数と実績数の積み上げデータを確認しておく必要がある。</p> <p>アクション No. 86 の動力消防ポンプの口数についても、No. 95 と同様、単純に人口当たりで計算するのではなく、消防本部及び消防団が必要と考える数と現在の数を確認しておくことで、現場におけるカバー状況や、今後、必要な交付金を把握すべきである。</p> <p>アクション No. 174 については、福祉避難所への避難が必要かどうかの判定は、本人を取り巻く環境 (支援者の有無など) によって避難生活の困難さが異なり、介護度のランクなどで機械的に分けることができないので、想定避難者数の捉え方を見直す必要がある市町がないかどうかを再確認しておくべきである。</p> |
| 意見 | <p>⑤ 市町の事業のチェックでの契約状況の確認について [中部危機管理局]</p> | <p>平成 28 年度に同時通報用無線施設整備事業費が使われた 11 の市町について、子機の契約状況を追加確認した結果、親機を購入した業者と高額な随意契約をしているケースが検出された。</p> <p>これは、実施事業の特殊性から、親機を購入した業者から子機の購入や、保守契約を依頼せざるを得ないためということであるが、今後、親機を購入する際には、それ以降の子機の購入や保守契約も十分に考慮していくべきである。市町への指導・助言において、本件のような状況について説明を加えることが必要と考える。</p> |

D. 防災ヘリコプター活動事業費

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|------------------------------------|---|
| 意見 | <p>① 目標指標の実績改善について [消防保安課]</p> | <p>目標指標の「常時、県内で 2 機以上のヘリが配備されている割合」が年間の 6 割にとどまっていることについては、検査や修繕の時期が重ならないように調整することも重要であるが、それ以前に、県内 3 機の使用できなかつた日数が多すぎることに</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | て、県と静岡市・浜松市が一体になって、早急に原因調査と改善策を検討したうえで、静岡県全体での最適な配備や管理運営の方法を議論すべきである。 |
|--|--|---|

E. プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|---|---|
| 意見 | ① 「わが家の専門家診断説明報告書」の「メモ欄」について [建築安全推進課] | <p>「わが家の専門家診断事業」は、住宅の耐震化を進めるうえで入り口になる制度であり、そこで申込者に直接会ってやり取りをした相談士が確認した情報を「わが家の専門家診断説明報告書」に記録することは、次のステップにつなげるために重要である。</p> <p>その重要なやり取りを記録すべき「メモ欄」の活用が不十分なケースがあった市町が散見されるのであれば、「メモ欄」に何を記載すればいいのかわかりにくい形にするのではなく、確認すべき事項を具体的に列挙して、埋めていく形式に見直すべきである。そのうえで、相談士に対しても確認すべき事項を周知徹底するとともに、調査の際に、市町に対しても、十分な記載をしない相談士には業務委託しないように指導を行うべきである。</p> |
| 意見 | ② 「わが家の専門家診断事業」における専門家の派遣期間の管理について [建築安全推進課] | <p>県は、市町の審査状況の調査で「わが家の専門家診断事業」における申し込みから専門家派遣までの期間が長いものがなかったかどうかを事後的にチェックしているが、各市町において、申し込みから専門家派遣までの期間をどのように管理しているのかについては踏み込んで確認していない。</p> <p>市町では、形式は統一されていないものの、それぞれ「わが家の専門家診断事業」に関する台帳やリストを作成しているため、表計算ソフトで申し込みから一定期間経過しても専門家の派遣がない場合にはすぐにわかるような設定をすることや、申し込みから専門家派遣までの期間の集計をすることを指導していくことなどを検討すべきである。</p> <p>さらに、相談士が少なくて派遣までの期間がかかってしまう市町があれば、市町の単位ではなく、広域で相談士を融通する仕組みを構築するなどの検討も必要だと考える。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 意見 | <p>③ アクションの進め方と、目標指標や実績の見直しについて (アクション No. 68・69) [建築安全推進課]</p> | <p>アクション No. 68 (緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進) とアクション No. 69 (緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進) では、実績の集計を厳密にやろうとすると、膨大な作業となってしまったため、実績率を算定する際の分母となる耐震化対策が必要とされる対象数として 10 年以上も前のデータを継続して使用している。</p> <p>アクションそのものの実行ではなく、実績の集計に膨大な手間をかけるのは全く無意味であるが、アクションの趣旨を考えれば、緊急輸送路等が新たに追加された場合には、その道沿いの建築物については、落下物や耐震化の対策が必要なものがないかどうかのチェックは行われるべきである。そして、新たに対策が必要と認識された対象物などを数値目標や実績率の計算にも反映させていく必要がある。</p> |
|----|---|--|

F. 商工業総合振興対策費

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|---|--|
| 意見 | <p>① アクションプログラムの目標指標の設定について [商工振興課]</p> | <p>本アクションでは、対象を 100 人以上の事業所としているが、担当課が B C P の普及啓発事業において策定率の推移を注目しているのは 50 人以上の事業所である。</p> <p>担当課は、アンケート結果を事業所の人数別に集計しているため、実績データを 50 人以上の事業所で集計するのも、100 人以上の事業所で集計するのも、事務作業としてはそれほど負荷がかかるわけではないが、二重管理になってしまっている。</p> <p>災害時の社会的な影響を考慮しながら、二重管理による無駄を減らすために基準を一元化させることが望ましい。</p> |
| 意見 | <p>② アンケート調査について [商工振興課]</p> | <p>B C P の策定状況については、危機管理部が 4 年に 1 回行っている企業防災実態調査のアンケートの中にも質問項目に含まれており、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要であると考えます。</p> |

G. 県単独道路整備事業費

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|-------------------------------|---|
| 意見 | ① 中長期的な事業の進捗管理について [道路整備課] | <p>平成 25 年度以降に追加的に行われてきている対策については、平成 28 年度末までの 4 年間の累計達成率は 80%にとどまり、単年度ごとの達成率のブレを見れば、順調に進んでいるとは言い難い状況にある。</p> <p>担当課は、当初の予定どおり平成 34 年度末までに対象橋梁の耐震対策を完了させる予定であるとしているが、今後の計画数についても、平成 34 年度までの年数に残りの数量を按分しているだけになっている。平成 30 年度からの 5 年間で残りの約 200 の橋梁について、確実に工事を完了させることを目指すのであれば、まず、計画の精度を高める必要がある。</p> <p>本アクションでは、どの橋梁を、どの事業年度に対策を実施するのかという全体計画が作成されないまま事業が進められてきている。また、橋梁の優先順位をつける条件は明確にしているものの、それぞれの条件グループの中での順位付けがされていないため、個々の橋梁をどのような順番で対策を実施する予定なのかが明確になっていない。</p> <p>各年度の予算状況によって、計画実行の進捗が変わってしまうので、橋梁ごとに対策の予定時期まで計画することは実務上困難だとしても、橋梁ごとに対策の優先順位をつけてしまうことは可能である。橋梁ごとの対策の順位をつけることで、実際には、予算や関係者間の調整の状況によって、順番を前後させることがあっても、後回しにしている橋梁はどれなのか、また、全体の優先順位の中で、今年度どこまで完了して、来年度どのあたりまで完了させるべきなのか、という進捗状況を関係者間で共有しながら、現場環境に応じた計画の見直しや進捗管理をしていくべきである。</p> |

H. 津波対策施設等整備事業費（海岸）

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|---|--|
| 意見 | ① 「静岡モデル」の今後の推進について [河川企画課 河川海岸整備課] | <p>レベル1を超えるレベル2の津波に対しても、被害の最小化を目指す「静岡モデル」は、非常に重要な取組であるが、現在の進捗状況は、21の沿岸市町の全てにおいて取り組まれているわけではない。</p> <p>資金的にも地形的にも条件が揃った浜松市沿岸部等では、平成31年度末には完成する予定なので、それまでは県全体で本アクションが進捗しているような実績が示されるだろうが、今のままでは、平成32年度以降は、主には予算の問題から、一気に進捗がスローダウンしてしまうことが予想される。</p> <p>もともと、本アクションは、21の沿岸市町の全てに「静岡モデル」の検討会を設置することを目指すところからスタートし、それが実現し、次のステップとして「静岡モデル」としての具体的な対策工事を推進していくことに目標設定が見直されたものである。しかし、上述のとおり、例外的に条件が揃った浜松市等での工事だけが先行してしまっていて、県全体としては、具体的な対策工事の推進という段階には届いていない市町が多いなかで、目標設定が、検討会の設置から一気に対策工事の推進に飛躍してしまっている感がある。今後、言葉通り「静岡（県の）モデル」として推進していくためには、県として、前段階の条件整備のための市町への支援をもっと具体的に検討したり、予算化をしていく必要があると考える。</p> <p>前段階の条件整備としては、資金確保のための寄付や対策工事への理解や協力を得る意味でも、まずは、「静岡モデル」への住民・県民の関心を高めることが重要である。その点、県のホームページにも「静岡モデル」の推進についての簡単な説明がされているが、見る側に、自分たちの問題として何か協力しなければならない、と考えさせるようなメッセージが伝わってくるものにはなっていない。</p> <p>レベル2の津波への対策については、沿岸部の地形や利用状況などによって、できる対策、できない</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>対策も分かれ、また、津波の侵入を防ぐことに重点を置くのか、津波から逃げることに重点を置くのか、という考え方についても市町によって分かれることが考えられる。住民に対して、静岡県全体の「静岡モデル」の取組の中で、自分たちが住む市町には、どのような特性や対策を進めるうえでの障害があつて、それによって、どのような対策が講じられているのか、その対策がどの程度進んでいるのか、など、他の市町と比較しながら理解を深めてもらい、当事者意識を高めていけるような情報提供を行うことを検討すべきである。</p> |
|--|--|--|

I. 吊り天井落下防止対策事業費

| 結果 | 項目 | 内容 |
|----|-------------------------|---|
| 意見 | ① 今後の進め方について [教育委員会] | <p>本アクションは、知事部局、警察本部、教育委員会の3つの施設管理所管課の取り組みがひとまとめにされているが、担当課別の対応状況を見ても、全体として進捗が遅いと言わざるを得ない。</p> <p>「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」には、民間の事業者が所有する建築物の特定天井に対する改修対策もあるが、民間の事業者に対して改修を求める前に、県の取組や具体的な実施計画を示さなければ、説得力に欠けてしまう。</p> <p>最も進んでいる教育委員会については、すぐにできそうな撤去工事や応急的な落下防止措置を実施したことは評価できる。しかし、その後の追加対策については、学校施設の躯体の建替え・改修を優先して進めた後で、平成34年度にまとめて実施することを考えているとのことであるが、前提となる躯体の建替え・改修計画が明確になっていない。人命を守るための対策であり、施設管理所管課として中立公平に対策を進めるためには、対外的にも説明可能な順位づけの考え方を検討したうえで、躯体の建替え・改修計画を明確にする必要があると考える。</p> |
| 意見 | ② 施設関係者への情報伝達の徹底について | <p>建築基準法は、改正前の建築物に対して遡及的に新しい基準を満たすことを強制する効力はなく、今後、改修などが行われる際に、新しい基準を満たす</p> |

| | |
|---------|---|
| [教育委員会] | <p>ことを求めるにとどまる（既存不適格）。</p> <p>本アクションは、人命を守るための対策として、法的な取り扱いを超えて、既存不適格となった特定天井に対して改修工事を進めているということもあって、教育委員会でも、学校や施設の職員への情報伝達については、あまり意識されてこなかった。</p> <p>しかし、建築基準法の範囲は広く、全ての領域に対して本件のように改修を進めるのは、現実的には難しく、防災上は、十分な改修工事ができていない部分や危険な箇所がどうしても残ってしまうことを前提に考える必要がある。</p> <p>この点、施設管理所管課に期待される役割としては、本件のように既存不適格や老朽化した部分の改修工事を進めることも重要であるが、防災上、注意すべき箇所があれば、そのことを現場の施設職員たちに正しく理解させることの方が、現場における日常の防災対策としてはむしろ重要ではないかと考える。</p> <p>各学校・施設において防災担当者が異動や退職で変わることで、後任者への引継ぎは日常業務に関する事項が中心で本件のような内容は引継ぎから漏れやすいことなどを考慮すれば、施設管理所管課から各施設の防災担当者に対して、定期的に、情報発信することと、各学校・施設内での職員への周知の指導を徹底すべきである。</p> |
|---------|---|